

令和8年度

林業普及指導事業実施計画書



宮城県水産林政部林業振興課

目 次

	頁
I 全体計画	
1 普及指導の実施状況	1～3
2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項	4～8
3 普及指導の体制に関する事項	9～10
II 普及指導区別計画	
1 大河原普及指導区	11～17
2 仙 台 〃	18～24
3 大 崎 〃	25～33
4 栗 原 〃	34～38
5 石 巻 〃	39～44
6 登 米 〃	45～50
7 気仙沼 〃	51～57
8 普及・研修部	58～66
III 参考資料	
宮城県指導林家・青年林業士名簿	67
宮城県林業普及指導協力員	67～70
宮城県林業研究グループの現況	70
林業普及指導実施方針	71～76
林業普及指導事業実施要綱	77～87

I 全体計画

I 全体計画

これまで、林業普及指導事業は、個々の森林所有者への指導助言や森林組合等林業事業者に対する技術支援・経営指導を通じて、地域林業の持続的な発展を支えてきた。また、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の達成に必要な技術的支援を行うとともに、幅広い関係者の調整・連携を図りながら、地域の実情に応じた森林整備・保全や林業経営の合理化を推進してきた。

近年は、地球温暖化対策に加え、生物多様性の保全やネイチャーポジティブの実現、災害防止機能を含む森林の多面的機能の発揮に対する社会的要請が一層高まっている。こうした情勢の下、森林資源の育成・循環利用から木材の加工・流通・利用に至るまで、林業・木材産業関係者を含む幅広い主体から寄せられる多様化・専門化したニーズに対応することが求められている。

林業普及指導員は、県の林業行政を技術面から支える専門職として、現場と行政をつなぐ要の役割を担う存在であり、その役割の下、専門的知見に基づく技術支援及び経営支援を通じて地域課題の解決を推進している。とりわけ、森林資源の循環利用の高度化、スマート林業の導入支援、生物多様性に配慮した施業の推進など、新たな政策課題の現場実装に向け、主体的に関与する取組が広がりつつある。

また、持続可能な社会の実現に向け、再生産可能な資源生産業である林業を取り巻く社会環境は著しく変化しており、業務内容の高度化・多様化が進んでいる。このため、今後の普及指導活動においては、林業を取り巻く課題や地域の実情を踏まえ、課題解決に必要な事項を的確に見極め、重点的に取り組むことにより、普及指導員が地域で活動する関係者と密接に関わりながら成果の創出につながる実践的な活動を展開していく必要がある。

このため、普及指導活動の更なる充実に向け、関係部局との連携を一層深めながら業務の効率的な実施に努めるとともに、普及指導員の専門知識及び技術力の向上を目的とした研修の充実に取り組む。また、重点課題については普及指導職員全体で共有、共通認識のもと計画的に対応することで、引き続き実効性のある普及指導活動を推進する。

1 普及指導の実施状況

林業普及指導実施方針で定める主要な3つの活動テーマごとの活動状況については、以下のとおりである。

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

イ 県産木材の需要創出とシェア拡大

合板向け地域産材の安定供給等のほか、新たな木製品の開発・普及、非住宅分野の中大規模木造施設への需要創出等に向け、製材工場等からの流通・需要動向の情報収集、地域材利用推進会議や流域森林・林業活性化センター等の運営及び活動支援等を行っている。

ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

魅力ある商品の開発、ハタケシメジなどの栽培きのこの生産技術の普及指導、GAP（生産工程管理）の取組を支援するとともに、消費拡大に向けて、試食販売や生産者研修会等の開催を積極的に支援している。

ハ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ生産出荷される特用林産物の放射性物質のスクリーニング検査を励行しているほか、食品の安全性確保に必要な栽培管理を指導している。特に、原木しいたけ（露地栽培）や、たけのこなどの産地再生に向けた生産及び栽培管理を指導している。

併せて、放射性物質に汚染されていないしいたけ原木の確保など、再興に向けた支援と販路回復等に努めている。

ニ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材や、広葉樹材による家具等の新製品開発を支援するとともに、CLT（直交集成板）等の普及、ICTを活用したスマート林業の推進、森林認証制度取得支援、ト

レーザビリティシステムの確立など、社会環境の変化に対応した産業支援に取り組んでいる。

ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進

地域循環型の中小木質バイオマス活用施設や農業用木質バイオマスボイラーなどの施設において、間伐等未利用木質資源を燃料用チップとして利活用するための支援や、新規整備予定の大型バイオマス発電施設に対する効率的な供給体制構築等に向けた協議を支援している。

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成

森林資源の持続的な循環利用を目指し、一貫作業や低密度植栽などの造林技術を検証しながら、市町村や林業事業体と連携して再造林を進めている。

ロ 森林経営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援

森林施業の指針となる市町村森林整備計画の策定と森林経営計画の実行確保に向け、市町村及び森林組合等林業事業体への計画作成支援・実行指導に努めている。

森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村による未整備森林の整備等の推進に向けた事業実施支援について、地域特性に合わせた事業内容での支援を行っている。

ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備

施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システムを導入しながら一体的に森林整備を行う「集約化施業」を重点に推進している。

ニ 森林病虫獣被害対策の推進

松くい虫被害やナラ枯れ防除対策の強化や更新作業の促進に努めるほか、分布域を拡大しているニホンジカの苗木等への食害の防除対策を進めている。

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業体の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修や労働安全衛生対策の指導を実施・支援し、人材の育成に努めている。

ロ 意欲ある森林所有者(林家)や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、巡回指導のほか、現地検討会や研修会での指導に努めている。また、林業研究グループが実施する、高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援している。

ハ 新規就業者確保及び支援

高校への出前授業や学習支援をとおして林業人材の育成を行っている。高校生等への就業説明会などによる新規就業者の確保を行う。

ニ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成

多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動、児童・生徒に対する森林環境教育、CSR（企業の社会的責任）活動等との連携など県民参加の促進を図り、広く県民理解の醸成に努めている。

ホ みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援

「みやぎ森林・林業未来創造機構」における就業環境の向上の取組を実践するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の実践的な人材育成プログラムを推進していく。

令和8年度宮城県林業普及指導員配置図



2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	<p>地域における木造公共施設の建設 8棟</p> <p>地域材利用推進会議等（検討会（打合せ含む））及び CLT 等推進協議会等の運営・支援 41回</p>	<p>県内には、国内最大規模の合板工場群や、大規模製材工場の立地などにより全国屈指の木材需要量がある。</p> <p>利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、供給拡大への対応が不可欠であるが、人口減少の中住宅着工は年々減少している。</p> <p>このため非住宅や他素材からの代替需要喚起による木材需要の創出は必須であるが、地域産材のシェア確保には品質の確保や安定供給、持続可能な社会に対応する企業の要請に応えるトレーサビリティを確立する必要がある。</p>	<p>①県地方機関や市町村、関係団体で組織する地域材利用推進会議等をはじめ地域材を活用した商品化や丸太の販路の多角化など需要拡大や木材流通の体制整備に係る活動について、積極的に参画する。</p> <p>②流通加工事業体等に対し、安定取引を目指した木材流通情報の提供や情報交換を行うとともに、JAS 認証や森林認証制度の活用、トレーサビリティの確立に向けた各種取組を支援する。</p>
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	<p>生産指導等 65回</p> <p>経営等に関する指導の対象者数 55人 (回)</p>	<p>食の安全・安心への関心が高まる中、生産技術や品質の向上を図るとともに、6次産業化や地域性のある商品の開発が求められている。</p>	<p>①生産者に対して安全な生産技術とGAP（農業生産工程管理）認証の取得を支援する。</p> <p>②販路拡大や6次産業化に向けた新商品開発等の指導や各種販促活動の支援を行う。</p> <p>③ハタケシメジの栽培品種の栽培技術の普及に取り組む。</p>
ハ 特用林産物の振興	<p>技術指導等 65回</p> <p>食の安全安心に関する指導及び情報提供等 34回</p>	<p>原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除に向けた支援が求められている。</p>	<p>①特用林産物や林産物に対する検査を継続し、適切な指導を行うとともに、森林や林産物、原木等の生産資材の除染技術や放射性物質の拡散防止技術に関し、情報の収集、提供を行う。</p> <p>②出荷制限品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、出荷制限の解除を行う。</p>

<p>二 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 46回</p>	<p>広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。 これらの取組に対し、消費者ニーズや材料供給側の情報の収集や流通の確立等を積極的に支援する必要がある。 また、異業種との交流により、新たな木材需要の創出を進める。</p>	<p>①県産木材を活用した新製品開発に対して、技術情報の提供やマッチングを通じて取組を支援するとともに、関係機関の連携強化と合意形成を図る。 ②カーボンオフセット・クレジット、地域通貨での森林整備、ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビジネスに取り組む団体の活動を支援する。</p>
<p>ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進</p>	<p>取組支援及び指導等 15回</p>	<p>森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっている。 今後も木質バイオマス活用の際する施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。</p>	<p>①木質バイオマス利用促進に向けて、各地域で計画されている木質バイオマス活用施設整備に向けた取組を支援する。 ②稼働中の木質バイオマス発電施設・ボイラーの安定稼働の推進と新設される施設への燃料チップの広域的な安定供給体制整備に向けた取組や連携を支援する。 ③薪や木炭・竹炭等の生産流通事業者への実情に即した支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産物)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
<p>イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成</p>	<p>植栽面積 207ha (県 400ha) 一貫作業等による再造林 30ha 10 箇所</p>	<p>県内における伐採後の再造林率が3割に満たない現状を踏まえ、一貫作業等低コスト施業の推進や、下刈等施業技術の改善や普及が必要である。 また、成長や形状に優れた次世代造林樹種の導入が求められている。</p>	<p>①森林経営計画の一層の普及、拡大を図り計画的な伐採造林を促進するため、経営計画を策定している林家、林業事業者等の経営計画の策定・変更を支援する。 ②一貫作業や早生樹等による再造林に向けた取組の支援の強化を図る。 ③下刈等低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関係者による協議を支援する。</p>

<p>ロ 施業集約化に向けた森林経営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援</p>	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援 24回</p> <p>森林経営計画策定及び実行指導等 52回</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業等への支援 73件</p>	<p>地域の森林整備の推進に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林整備の具体的な実施計画となる森林経営計画の作成支援が必要である。</p> <p>さらに、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施する未整備森林等の整備や地域の特性に合った森林整備や木材利用拡大への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。</p> <p>中でも、未整備森林等の施業推進の基盤となる林地台帳の精度向上や森林経営管理制度に基づく意向調査等の取組に対する市町村毎の支援が求められる。</p>	<p>①市町村森林整備計画の策定・変更について、市町村を支援する。併せて森林組合等と連携しながら、活動支援交付金事業の活用等により、面的なまとまりのある森林施業を指導・支援する。</p> <p>②森林経営計画策定に当たっては、地域の資源構成や所有者情報に応じて市町村、森林組合等と連携しながら、実行性ある計画作成を指導する。</p> <p>③森林経営管理制度による森林管理の実行促進においては、市町村等への経営委託や、民間事業者への売却・斡旋などを行う取組を検討するとともに、森林経営計画での施業の実施なども含め、市町村や地域の林業事業者の体制、資源状況、実施面積などを勘案し柔軟に対応する</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積(民有林) 3,763ha (県5,600ha)</p> <p>間伐施業地の集約化 13団地</p>	<p>間伐実施面積は、平成24年度以降「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で掲げる目標を大きく下回っている。間伐対象林分の集約化等、関係者との連携・協力を図りながら、間伐・路網整備等への支援と低コスト化に係る技術の普及を図る必要がある。</p>	<p>①市町村や森林組合等と連携して間伐を推進するとともに、民間事業者の事業参入を促進・支援する。</p> <p>②森林施業プランナー等と連携して施業団地の設定等を支援する。</p> <p>③デジタル技術を活用した効率的な森林調査の技術指導を行う。</p>
<p>ニ 森林病虫獣被害対策の推進</p>	<p>防除指導 74回</p>	<p>重要な松林を中心とした市町村、国有林とも連携した松くい虫被害の総合的な防除対策が求められている。</p> <p>また、ナラ枯れ被害も収束していない。さらに、ニホンジカ等の野生獣による林業被害も深刻となっており防除対策が必要となっている。</p>	<p>①松くい虫については、地域の防除組織等と連携しながら早期発見・適正な駆除により、被害拡大防止に努める。</p> <p>②ナラ枯れについては、巡視活動により被害木の早期発見と広葉樹材の利用による伐採・更新の促進に努める。</p> <p>③ニホンジカ等獣害については、被害エリアの把握と適切な防除措置の実施に努める。</p>

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³、森林経営計画の策定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 8人 森林施業プランナー養成研修受講生 6人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 59回	森林施業の集約化を推進する森林施業プランナーの育成支援を行っている。 今後は高度な技術を有する現場技能者のほか、多面的な機能を発揮する価値ある山づくりに向けて、森林施業をマネジメントできる技術力のある人材を段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業の推進に向けて、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加働きかけと支援を行い、集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を促すほか、OJT等を通じてプランナーの能力の向上を図っていく。 ②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術習得を支援する。 ③事業体や自伐林家への巡回指導とともに労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導に加え、関係団体が主催する労働安全衛生関係の研修への参加を推進するなど、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）や林業研究グループ等の育成と連携	指導林家や青年林業士等の育成 11人 林業グループ等への活動支援 31回	林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくための拠点となる指導林家や林業グループ等に限られ、普及指導における活動も低迷していることから、模範となる林家や経営体等を確保するとともに、連携強化を図っていく必要がある。	①指導林家・青年林業士を中心とした森林所有者等との情報交換や技術の支援と連携強化に努める。 ②森林林業教育やインターンシップ活動等を行う林研グループを支援するとともに、地域で積極的に活動する団体等のサポートを通じ双方向の協力関係を構築する。
ハ 新規就業者確保及び支援	新規就業者支援 22回	慢性的な人材不足から新規就業者の求人は高いが、労働条件や労働環境と就業前の想定とのギャップなどから離職率が3割～4割となっている。 このため就業希望者には説明会や体験等を通じて正確な情報を提供する。	①みやぎ森林・林業未来創造カレッジでの就業体験への協力。 ②高校や専修学校等への実習活動等への支援、現場説明会等の開催。

<p>二 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成</p>	<p>森林・林業体験活動等の開催・支援 14回 NPOやCSR活動等との連携 21回</p>	<p>森林に求められてる社会環境の変化を市民レベルで定着させるため「木育活動」などを通して森林の価値を体験的な経験として意識の中に落とし込んでいく必要がある。</p>	<p>①一般向けの体験講座等を実施するとともに、市町村とも連携しながら、活動フィールドの確保や支援者、協力者の発掘など活動環境を整備・強化する。 ②森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動等を支援する。</p>
<p>ホ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援</p>	<p>各部会への参加 14回 カレッジ研修への参加支援 33人 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 19回</p>	<p>森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、地球温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少に伴い、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。</p>	<p>①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 ②機構が実施する取組や、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における人材育成プログラムに基づいた多様な研修への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、受講生のスキルアップを図るとともに、カレッジ研修の講師として、林業技術職員や県内事業体における人材の確保育成に向けた支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導の体制に関する事項

(1) 林業普及指導員等の資質の向上

ア 実施の基本的考え方

地域が抱える課題に迅速かつ効果的に対応できる知識・技術の習得と課題解決能力を備える。

イ 研修及びシンポジウム等の計画

研修・シンポジウムの名称	目的・内容等	対象者	人員	備考
1 県が実施する研修				
(1) 全体研修	地域課題の把握や新技術・知識の取得・検討	林業普及指導員	23人	1日
(2) 新任者研修	普及活動に必要な知識及び心構え、伐倒・造材技術の習得	新任林業普及指導員	6人	5日
(3) 専門別研修	各専門分野の実習(各2日)	林業普及指導員	23人	10日
(4) 林業普及指導員育成研修Ⅰ(林業一般区分)	林業普及活動の実践に必要な基本的技術・知識の習得	林業普及指導員(林業一般区分)資格取得を目指す者	4人	2日
(5) 林業普及指導員育成研修Ⅱ(地域森林総合監理区分)	森林総合監理士活動に必要な構想の作成・実現力及び合意形成力の取得	林業普及指導員(地域森林総合監理区分)資格取得を目指す者	4人	2日
(6) 派遣研修	民間事業者等の視察・実践的技術・知識の習得	林業普及指導員	2人	4日
(7) 特定課題研修(プロジェクト)	特定課題に関する実践研修及びPDCA	林業普及指導員	23人	各分野5日
(8) 普及活動成果発表会	各普及指導区の普及に係る代表発表(審査・表彰)	〃	23人	1日
(9) 安全衛生研修(刈払機)	林業普及指導員のうち刈り払い機の労働安全衛生特別教育等未終了者	〃	5人	1日
(10) 安全衛生研修(チェーンソー)	林業普及指導員のうちチェーンソーの労働安全衛生特別教育等未終了者	〃	10人	3日
(11) みやぎ森林・林業未来創造カレッジ研修	林業経営・森林管理 特別講座	〃	23人	1日
	経営マネジメント研修	〃	14人	3日
	森林調査デジタル研修	〃	7人	2日
	労働安全基礎研修	〃	7人	2日

(2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	主として専門的に行う分野								その他	備考
		林業経営	造林	森林保護	森林機能保全	林産	特用林産	林業機械	市町村支援		
出先機関	19人 (5)	6人 (4)	5人	1人		3人 (1)	4人				
研究機関	4人 (2)	1人 (1)	1人				1人	1人 (1)			
計	23人 (4)	7人 (5)	6人	1人		3人 (1)	5人	1人 (1)			

()は内数で森林総合監理士の人数

Ⅱ 普及指導區別計画

令和8年度 林業普及指導区別計画書
大河原普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、宮城県南部の内陸部に位置し、2市7町（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）からなる。

仙南・仙塩地区の重要な水源である「七ヶ宿ダム」や「釜房ダム」などを擁しており、西部は山形県との県境を成す蔵王連峰、南部は福島県との県境を形成する阿武隈山地に囲まれている。また、中央を一級河川である阿武隈川が南から北へ貫流しており、豊かな自然環境を背景に林業や特用林産物生産活動が盛んに営まれてきた地域である。

(2) 森林資源の現状

指導区の森林面積は105,988haで県全体の26%、管内総土地面積の68%を占める。そのうち、民有林面積は70,364haで、スギが21,352ha（30%）と最も多い。

民有林のスギ等人工林34,582haのうち、除間伐等の保育を必要とする7齢級以下（35年生以下）の林分は3,580ha、10%である一方、収穫可能な8齢级以上（36年生以上）の林分は31,002haで90%を占めており、充実した資源の計画的な利用と再生林の推進による資源の循環が必要な状況にある。

（出典：R6年度版みやぎの森林・林業のすがた、数値はR5.3.31現在）

(3) 林業生産・経営の現状

管内には、5つの森林組合（白石蔵王、仙南中央、七ヶ宿町、川崎町、丸森町）があり、森林整備の担い手として組合員等の個人有林や公有林の整備及び林産事業を実施しており、管内全体の間伐実施量は、令和4年度から令和6年度の3ヶ年平均で約339haとなっている。

そのほか、管内には11の生産森林組合があるが、組合員の高齢化や経営の維持が困難な状況が続いており、対策に苦慮している。

管内の素材生産（民有林）は、森林組合及び民間素材生産業者等が担っており、年間約130,628m³（令和6年度独自調査より推定）が県内各地の製材工場や合板加工施設等に供給されているほか、隣接する福島県・山形県にも供給が行われている。また、管内では小型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入が進み、現在発電3基、熱利用1基が稼働しているほか、令和3年度からは、七ヶ宿町において木材チップ生産施設が稼働し、地域の森林資源の有効活用が図られている。今後も木質バイオマス利用施設への新たな需要が想定されることから供給体制の整備が必要となる。また、素材生産の拡大に必要な高性能林業機械の保有台数は、令和6年末時点で、森林組合保有25台、会社保有67台、個人保有9台の合計101台であり、今後も林業事業者による補助事業等を活用した導入が計画されている。

森林経営管理制度の推進や、森林環境譲与税を活用した森林整備については、各市町が取組を進めているが、なお活用に向け働きかけを強めていく必要がある。

また、管内には県内で唯一林業関係の学科を有する大河原産業高等学校では2学年から林業を学ぶ課程があり、2年、3年の実習支援を継続して実施するほか、専攻前の1年生に対しても、林業に興味を持ってもらうよう実習支援を行っていく。

管内の特用林産物については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響が続いており、露地栽培の原木しいたけ（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町）、こしあぶら（七ヶ宿町）、ぜんまい（野生）（丸森町）、野生きのこ（村田町）の出荷制限指示が継続している。【R8.2月末現在】また、令和4年3月には、丸森町（丸森町（旧金山町、旧舘矢間村、旧大張村）のたけのこが、条件付き制限解除として非破壊検査機による全量検査により安全を確認したもののみ出荷が再開された。今後、制限解除を目指していく。

なお、令和7年度には、原木しいたけ（露地）において、追加で1ロット（1名）の出荷制限が解除になった。【R8.2月末現在】

放射性物質対策については、特用林産物のモニタリングや、出荷制限解除に向けた検査データ等の集積・放射性物質低減化対策などを行うとともに、出荷可能な品目にあっては、安心・安全な特用林

産物の生産に向けた栽培技術の指導や出荷管理体制づくりへの支援を継続している。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1棟 地域材利用推進会議等（検討会（打合せ含む））及び CLT 等推進協議会等の運営・支援 2回	利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、供給拡大への対応が不可欠であるが、人口減少の中住宅着工は年々減少している。 このため非住宅や他素材からの代替需要喚起による木材需要の創出は必須であるが、地域産材のシェア確保には品質の確保や安定供給、持続可能な社会に対応する企業の要請に応えるトレーサビリティを確立する必要がある。	①県地方機関や市町村、関係団体で組織する地域材利用推進会議等をはじめ地域材を活用した商品化や丸太の販路の多角化など需要拡大や木材流通の体制整備に係る活動について、積極的に参画する。 ②管内の森林組合、民間林業事業体及び製材工場等の関係者による「仙南地域素材生産・流通連絡会議」の開催を通して、管内の木材需 給情報の共有等を図り、より安定的で円滑な地域材の供給体制の整備を図る。 ③こけし材等、広葉樹資源活用に向けた各地域と連携した取組を支援していく。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 5回 経営等に関する指導の対象者数 10人 (回)	食の安全・安心への関心が高まる中、生産技術や品質の向上を図るとともに、6次産業化や地域性のある商品の開発が求められている。	①生産者や農作物直売所等に対して安全な生産技術と品質の確保を指導すると共に、販路拡大や6次産業化に向けた新商品開発等の指導や各種販促活動の支援を行う。 ②ハタケシメジの栽培品種の栽培技術の普及に取り組む。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 10回	原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除に向けた支援が求められている。	①特用林産物や林産物に対する検査を継続し、適切な指導を行うとともに、森林や林産物、原木等の生産資材の除染技術や放射性物質の拡散防止技術に関し、情報の収集、提供を行う。 ②たけのこ（丸森町）の出荷制限全面解除に向けた取組を継続する。 ③原木しいたけ（露地）の出荷制限解除に取り組む生産者に対して、栽培管理の指導や適切な助言を行う。

			<p>④ぜんまい（栽培）の出荷を希望する生産者に対して、栽培管理の指導や助言を行う。</p> <p>⑤関係市町及び農産物直売所等と連携し、こしあぶら（七ヶ宿町）、ぜんまい（丸森町）の出荷制限解除に向けたモニタリング調査を推進する。</p>
二 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 5回	<p>広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。</p> <p>これらの取組に対し、消費者ニーズや材料供給側の情報の収集や流通の確立等を積極的に支援する必要がある。</p> <p>また、異業種との交流により、新たな木材需要の創出を進める。</p>	<p>①県産木材を活用した新製品開発に対して、技術情報の提供やマッチングを通じて取組を支援するとともに、関係機関の連携強化と合意形成を図る。</p> <p>②カーボンオフセット・クレジット、地域通貨での森林整備、ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビジネスに取り組む団体の活動を支援する。</p>
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進	取組支援及び指導等 3回	<p>森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっている。</p> <p>今後も木質バイオマス活用に際する施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。</p>	<p>①木質バイオマス利用促進に向けて、各地域で計画されている木質バイオマス活用施設整備に向けた取組を支援する。</p> <p>②稼働中の木質バイオマス発電施設・ボイラーの安定稼働の推進と新設される施設への燃料チップの広域的な安定供給体制整備に向けた取組や連携を支援する。</p> <p>③薪や木炭・竹炭等の生産流通事業者への実情に即した支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産物)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 20ha (県 400ha) 一貫作業等による再造林 5 ha 2箇所	県内における伐採後の再造林率が3割に満たない現状を踏まえ、一貫作業等低コスト施業の推進や、下刈等施業技術の改善や普及が必要である。 また、成長や形状に優れた次世代造林樹種の導入が求められている。	①森林経営計画の一層の普及、拡大を図り計画的な伐採造林を促進するため、経営計画を策定している林家、林業事業者等の経営計画の策定・変更を支援する。 ②一貫作業や早生樹等による再造林に向けた取組の支援の強化を図る。 ③下刈等低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関係者による協議を支援する。
ロ 施業集約化に向けた森林経営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援	市町村森林整備計画の策定・変更支援 2回 森林経営計画策定及び実行指導等 10回 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業等への支援 18件	地域の森林整備の推進に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林整備の具体的な実施計画となる森林経営計画の作成支援が必要である。 さらに、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施する未整備森林等の整備や地域の特性に合った森林整備や木材利用拡大への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。 中でも、未整備森林等の施業推進の基盤となる林地台帳の精度向上や森林経営管理制度に基づく意向調査等の取組に対する市町村毎の支援が求められる。	①市町村森林整備計画の策定・変更について、市町村を支援する。併せて森林組合等と連携しながら、活動支援交付金事業の活用等により、面的なまとまりのある森林施業を指導・支援する。 ②森林経営計画策定に当たっては、地域の資源構成や所有者情報に応じて市町村、森林組合等と連携しながら、実行性ある計画作成を指導する。 ③森林経営管理制度による森林管理の実行促進においては、市町村等への経営委託や、民間事業者への売却・斡旋などを行う取組を検討するとともに、森林経営計画での施業の実施なども含め、市町村や地域の林業事業者の体制、資源状況、実施面積などを勘案し柔軟に対応する
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積 (民有林) 950ha (県 5,600ha) 間伐施業地の集約化 2団地	間伐実施面積は、平成24年度以降「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で掲げる目標を大きく下回っている。間伐対象林分の集約化等、関係者との連携・協力を図りながら、間伐・路網整備等への支援と低コスト化に係る技術の普及を図る必要がある。	①市町村や森林組合等と連携して間伐を推進するとともに、民間事業者の事業参入を促進・支援する。 ②森林施業プランナー等と連携して施業団地の設定等を支援する。 ③デジタル技術を活用した効率的な森林調査の技術指導を行う。

ニ 森林病虫獣被害対策の推進	防除指導 10回	重要な松林を中心とした市町村、国有林とも連携した松くい虫被害の総合的な防除対策が求められている。また、ナラ枯れ被害も収束していない。 なお、管内ではクマや野ウサギ等の林業被害が発生しており、関係者と連携した防除対策が必要となっている。	①松くい虫については、地域の防除組織等と連携しながら早期発見・適正な駆除により、被害拡大防止に努める。 ②ナラ枯れについては、巡視活動により被害木の早期発見と広葉樹材の利用による伐採・更新の促進に努める。 ③獣害については、被害エリアの把握と適切な防除措置の実施に努める。
----------------	-------------	--	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³、森林経営計画の策定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修受講生 1人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 20回	森林施業の集約化を推進する森林施業プランナーの育成支援を行っている。 今後は高度な技術を有する現場技能者のほか、多面的な機能を発揮する価値ある山づくりに向けて、森林施業をマネジメントできる技術力のある人材を段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業の推進に向けて、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加働きかけと支援を行い、集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を促すほか、OJT等を通じてプランナーの能力の向上を図っていく。 ②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術習得を支援する。 ③事業体や自伐林家への巡回指導とともに労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導に加え、関係団体が主催する労働安全衛生関係の研修への参加を推進するなど、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）や林業研究グループ等の育成と連携	指導林家や青年林業士等の育成 1人 林業グループ等への活動支援 1回	林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくための拠点となる指導林家や林業グループ等が限られ、普及指導における活動も低迷していることから、模範となる林家や経営体等を確保するとともに、連携強化を図っていく必要がある。	①指導林家・青年林業士を中心とした森林所有者等との情報交換や技術の支援と連携強化に努める。 ②森林林業教育やインターンシップ活動等を行う林研グループを支援するとともに、地域で積極的に活動する団体等のサポートを通じ双方向の協力関係を構築する。

<p>ハ 新規就業者確保及び支援</p>	<p>新規就業者支援 3回</p>	<p>慢性的な人材不足から新規就業者の求人は高いが、労働条件や労働環境と就業前の想定とのギャップなどから離職率が3割～4割となっている。 このため就業希望者には説明会や体験等を通じて正確な情報を提供する。</p>	<p>①みやぎ森林・林業未来創造カレッジでの就業体験への協力。 ②大河原産業高等学校等への実習活動等への支援、現場説明回等の開催。</p>
<p>ニ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成</p>	<p>森林・林業体験活動等の開催・支援 1回 NPOやCSR活動等との連携 3回</p>	<p>カーボンオフセットなど森林に価値を求める企業や団体等による森づくりへの関心が高まっている。森林に求められてる社会環境の変化を市民レベルで定着させるため「木育活動」などを通して森林の価値を体験的な経験として意識の中に落とし込んでいく必要がある。</p>	<p>①一般向けの体験講座等を実施するとともに、市町村とも連携しながら、活動フィールドの確保や支援者、協力者の発掘など活動環境を整備・強化する。 ②森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動等を支援する。</p>
<p>ホ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援</p>	<p>各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 2人 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 5回</p>	<p>森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、地球温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少に伴い、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業者は、経営規模が零細な中小事業者が大半を占めることから事業者の育成強化も大きな課題となっている。</p>	<p>①令和2年に設立した「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 ②機構が実施する取組や、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における人材育成プログラムに基づいた多様な研修への事業者・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、受講生のスキルアップを図るとともに、カレッジ研修の講師として、林業技術職員や県内事業者における人材の確保育成に向けた支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業者数 28事業者

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
展示林 間伐モデル展示林	川崎町本砂金字島谷窪	H20. 3	スギ 15.00ha 43～48年	—	間伐展示林	
低コスト造林技術試験地	①柴田町本船迫	H21. 3. 23	スギ 0.10ha 17年	宮城県農林種苗農業協同組合と協働設置	データ収集・分析 低コスト造林展示林	
	②七ヶ宿町横川	H21. 5. 1	スギ 0.10ha 17年	〃	〃	
	③蔵王町八山	H23. 5. 18	スギ 0.30ha 15年	〃	〃	
	④柴田町富沢	H24. 4. 13	スギ 0.20ha 14年	〃	〃	
	⑤角田市峠	H25. 4. 25	スギ 0.27ha 13年	〃	〃	

令和8年度 林業普及指導区別計画書 仙台普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は本県中央部から県南東部に位置し、仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡の6市7町1村からなる。西部は山形県との県境をなす奥羽山脈が連なり、東部及び南部は太平洋沿岸に面し、これらに間に標高100～200m前後の丘陵地と名取川、阿武隈川等による沖積平野が広がっている。

(2) 森林資源の現状

森林総面積は、81,925haで土地総面積の50%を占めている。このうち民有林は55,550haで森林面積の68%を占め、うち人工林は21,966haで、人工林率は40%となっている。

管内の民有林面積は全県の約2割を占めるが、仙台市など都市型の土地利用状況となっており森林率は50%と県平均(57%)を下回っている。また、管内面積の約12%が自然公園や自然環境保全地域等であり、人工林率は県内で最も低く、自然環境に配慮した都市近郊の里山林として林業経営が行われてきた地域である。人工林のうち収穫可能な8齢級以上(36年生以上)の林分は20,554haで90%を占めており、主伐、再造林による森林資源の循環利用を促進し、持続可能な森林経営を推進する必要がある。

震災以降、太陽光発電施設等の林地開発により森林面積は減少した一方で、津波により消失した海岸林については、国・県による復旧事業や県民参加の植樹により、令和2年度に造成が完了し、海岸林の再生に向け下刈りや本数調整伐等の整備が続けられている。

(3) 林業生産・経営の現状

管内には、宮城中央・黒川の2つの森林組合があり、意欲と能力のある林業経営者の認定を受け、地域林業の牽引役として期待されている。また、7つの生産森林組合と3つの愛林公益会のほか共有林組合等の林業経営団体も多く組織され、公的森林や共有林等を主体とした森林整備が行われており、令和6年度の間伐等面積は540haとなっている。

素材生産量は、年間約67千m³(令和6年度推定：令和7年度調査)となっており、森林組合や民間事業者が担っているが、生産された木材の多くは、石巻市内の合板工場や管内の共販所やチップ工場などに供給されている。素材生産の効率化に不可欠な高性能林業機械の保有状況は、令和6年度末時点でハーベスタ4台、プロセッサ4台、フォワーダ12台など合計37台となっている。

木材産業は、中小製材工場、プレカット工場、チップ工場、製品市場、木材流通業等が立地し、仙台都市圏の住宅需要など支えている。震災の復興需要が減少し、新設住宅着工数も減少する中、仙台市では企業社屋などの民間施設におけるCLTを使用した中高層建築物への木材利用の取組も進んでいる。

松くい虫被害は、震災以降、平成27年度の7,825m³をピークに増加が続いているものの、依然として被害量は多い状況となっており、令和7年度の被害量は前年を上回っている。特に、特別名勝「松島」地域(塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町)において、管内の被害量の約8割を占めることから、市町との連携により、被害木の早期発見と適期防除の徹底を図る必要がある。

特用林産物では、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の特用林産物への影響により、原木しいたけ(露地栽培・施設栽培)、野生きのこ、山菜(コシアブラ)が出荷制限指示又は自粛要請措置を受けており、原木しいたけの出荷再開を希望する生産者に対して、放射性物質低減措置や解除手続き等の指導を行った結果、令和7年度末までに19名の生産者の112ロットに対し出荷制限が解除されている。

森林経営管理制度については、仙台市で集積計画を策定後、市町村森林整備事業による森林整備を行ったほか、岩沼市、利府町、名取市で集積計画を策定、大和町など10市町村で意向調査に着手している。伴走型支援・個別支援により意向調査に着手する市町村もあり、今後も支援を行っていく必要がある。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共・民間施設の整備 2棟 地域材利用推進会議等（検討会（打合せ含む））及びCLT等推進協議会等の運営・支援 2回	管内には、木材消費地である仙台圏域が所在しており、利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、住宅分野をはじめ公共・民間施設における木材利用を推進する必要がある。さらに、「改正公共建築物等木材利用促進法」による市町村単位での公共施設等の木造・木質化の計画を後押し、今後建て替えを予定している公共施設や各種建築物への木造・木質化を推進する必要がある。	①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づく施設木質化等に向けた支援や情報提供等を行う。 ②宮城森林・林業活性化センター仙台支部や宮城県CLT等普及推進協議会等と連携し、地域材を利用した公共建築物の建て替えや建築物木材利用促進協定制度を活用した民間建築物における地域材利用を推進するため、研修会を開催するとともに、流通体制整備を支援する。 ③建築物の木造・内装木質化や木製品の導入、木育活動等を推進するため、補助事業の活用等に関する情報提供や支援を行う。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する指導の対象者数 10人（回）	しいたけやまいたけ等のきのこ生産者に対し、引き続き安定生産に向けた支援が必要であり、食の安全・安心への指向が高まる中、生産技術や品質の向上、6次産業化を含めた特徴のある商品開発が不可欠となっている。 また、新たに特用林産物の生産に取り組もうとする生産者等もあり、栽培技術等の広範な指導が求められる。	①きのこ生産者等に対する資材助成や施設整備補助の活用を支援し、安定供給体制の整備を図る ②生産者等に対して安全な生産技術とGAPの導入を支援するとともに、6次産業化に向けた新商品開発や各種販促活動の支援を行う。 ③特用林産物等の生産に取り組もうとする新規生産者等に対し、生産に必要な情報の提供や栽培技術等の指導、支援を行う。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 4回	原発事故に伴う放射性物質汚染の影響による、特用林産物の出荷制限・自粛要請解除に向けた継続した支援が必要であり、食の安全安心を確保しながら、県民への分かりやすい情報提供と風評被害の払拭を図る必要がある。また、県内産原木の利用再開については管内の生産者からの要望は強く、県内産きのこ原木の早期利用再開	①特用林産物の放射性物質検査を継続し、生産者や販売者に対し、適切な指導を行うほか、県産原木の利用再開に向けて、原木林調査結果等について情報提供を行う。 ②出荷制限品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、出荷制限・自粛要請解除を行う。 ③生産者や市町村等との連携により、特用林産物のPRイベント等の開催を支援し、正しい情報の発信により認知を広げ、風評被害の払拭を図る。

		に向けた継続的な検討等が求められている。	
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 2回	広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。 これらの取組に対し、事業推進に必要な情報収集や商品開発、流通の確立等を積極的に支援するため、素材生産業者や木材・製材業者、地元企業等による異業種連携を支援する必要がある。	①地域の森林資源を活用する取組に対し、必要な技術等の情報提供や異業種間のマッチング等の支援を行う。 ②木づかい文化の継承と県産材の需要創出のため、林務職員の横断型の取り組みである「木桶プロジェクト」に取り組む。
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進	取組支援及び指導等 1回	森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっており、木質バイオマスの活用に向けた体制整備が求められる。	①管内で稼働した木質バイオマス発電への県産木質燃料供給に向け、体制整備に向けた情報収集を行う。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産物)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 40ha (県400ha) 一貫作業等による再造林 9ha 2箇所	森林所有者の経営意欲の低下等により皆伐後の再造林が進まない状況にあることから、再造林の省力化と低コスト化の取組として一貫作業システム等の普及を図るとともに、各種補助事業の活用により再造林の推進を図る。また、伐採及び伐採後の造林届出制度の適切な運用により的確な更新を図る必要がある。	①森林所有者や林業事業者に対し、補助制度や一貫作業システム等の周知を図るとともに、現地に合った適正な更新方法を指導する。 ②伐採及び伐採後の造林届出制度の適切な運用について、市町村に対し指導を行い、森林所有者に対し適切な更新を促すよう体制を整える。 ③一貫作業やドローンによる苗木運搬、早生樹等による再造林への新たな取組が波及するよう指導を行う。 ④ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進による効率化を含め、技術革新に取り組む事業者を支援する。
ロ 施業の集約化に向けた森林経	市町村森林整備計画の策定・変	適切な森林整備を推進するため、地域の実情に合	①適切な市町村森林整備計画変更について、市町村を支援・指導

<p>営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援</p>	<p>更支援 1回 森林経営計画策定及び実行指導等 4回 森林経営計画等 2件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 14件</p>	<p>った適切な市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林施業の集約化を図るため、実行性のある森林経営計画の作成について支援、指導を行う必要がある。 さらに、森林環境譲与税を財源とした、市町村が実施する森林整備や木材利用への取組について支援するとともに、森林経営管理制度の着実な実施を図るため、意向調査等の取組に対する市町村毎の支援が求められる。</p>	<p>する。 ②森林経営計画の策定について実施主体等と十分に検討を行い、実行性ある計画作成と計画の適正な実行について指導する。 ③森林経営管理制度について、新たに制度化された集約化構想の策定等を指導するとともに、従前の意向調査や集積計画策定等の実施に向けた取組を支援する。あわせて、スマート林業技術も活用した効率的な実施体制の構築について検討・支援する。 ④森林環境譲与税の活用について、市町村の実情に応じた森林整備や木材利用などの取組を支援する。</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積(民有林) 800ha (県5,600ha) 間伐施業地の集約化 3団地</p>	<p>スギ人工林の収穫期を迎え、豊富な木材資源を循環利用することが重要な課題となっている。 みやぎ森林・林業の将来ビジョンで掲げる目標の達成に向け関係者との連携・協力を図りながら、施業地の集約化や低コスト化による効率的な間伐の実施が求められている。</p>	<p>①森林所有者、林業事業者等が参集する会議等の機会を捉えて、補助制度等の周知を図る。 ②民間事業者の事業参入を促進するため、各種補助事業の情報提供など経営基盤強化に向けた支援を行う。 ③低コスト木材生産に向けた高性能林業機械の導入やICT等を活用したスマート林業の取組を支援する。</p>
<p>ニ 森林病虫獣被害対策の推進</p>	<p>防除指導 20回</p>	<p>依然として特別名勝「松島」区域における松くい虫被害が多いことから、被害の沈静化に向け、引き続き、適期防除の徹底と被害量把握の励行が不可欠であり、市町村の指導及び連携を強化する必要がある。また、ナラ枯れ被害についても、伐倒駆除等により適切な対策を進める必要がある。</p>	<p>①市町村等と連携し、適時適切な松くい虫被害対策を実行するとともに、市町村が行う被害対策の適切な実行について支援、指導する。 ②適切な被害対策の実行を確保するため、関係市町村等による防除協議会等を開催し、連携強化を図る。 ③ナラ枯れ被害の早期発見と適切な駆除の実施や、ナラ林更新伐の活用や広葉樹材の利用による広葉樹林の更新について市町村等を支援、指導する。</p>

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³、森林経営計画の策定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育	森林施業プランナー受験者 2人	森林組合や林業事業者において、就業者の減少や高齢化が進んでおり、新規	緑の雇用等を活用した段階的な研修へ参加働きかけにより現場技能者の確保を支援するととも

成	<p>森林施業プランナー養成研修受講生 1人 林業教室受講生 2人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 5回</p>	<p>就業者の確保定着を図るとともに、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者の育成が求められている。 今後は高度な技術を有する現場技能者のほか、多面的な機能を発揮する価値ある山づくりに向けて森林施業をマネジメントできる技術力ある人材を確保するため、段階的・体系的に育成する必要がある。</p>	<p>に、森林施業プランナーの確保・育成に向けて、資格試験の働きかけや受験者に対する研修等の実施など資格取得に向けた支援を行う。 ②地域の指導的な人材を育成するため、後述するみやぎ森林・林業未来創造カレッジの研修講座等の参加について林業事業体等に働きかけ、受講のための支援を行うほか、労働安全、経営力強化等に向けた支援を行う。 ③インターンシップ等により人材の確保を図る林業事業体等に対し、情報提供や開催の支援を行う。</p>
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループ等の育成と連携	<p>指導林家や青年林業士等の育成 1人 指導林家や青年林業士と連携した森林整備の推進 1回 林業グループ等への活動支援 1回</p>	<p>林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくための指導林家等が少ないことから、模範となる林家や経営体等の確保が必要である。 また、管内のNPO等の林研グループについて継続した活動が行えるよう連携、支援を行う必要がある。</p>	<p>①指導林家を中心とした森林所有者等との情報交換、情報誌やホームページによる情報提供等に努め、技術の支援と連携強化に努める。 ②市町村、事業体等と連携により地域林業におけるリーダーの確保、育成を図る。 ③森林・林業教育やインターンシップ活動等を行う林研グループを支援するとともに、双方向の協力関係を構築する。</p>
ハ 新規就業者確保及び支援	<p>新規就業者支援 2回</p>	<p>慢性的な人材不足から新規就業者の求人は高いが、労働条件や労働環境と就業前の想定とのギャップなどから離職が3割～4割となっている。 このため就業希望者には説明会や体験等を通じて正確な情報を提供する。</p>	<p>①みやぎ森林・林業未来創造カレッジでの就業体験へ協力する。 ②中高生等への森林環境教育を通じて、森林・林業に関心を示す若い世代の職業選択の選択肢となるように取り組む。また、林業就業希望者へは宮城県林業労働力確保支援センターの林業就業支援講習の受講を促す等、就業前の正確な情報取得を支援する。</p>
ニ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成	<p>森林・林業体験活動等の開催・支援 2回 NPOやCSR活動等との連携 10回</p>	<p>カーボンオフセットなど森林に価値を求める企業や団体等による森づくりへの関心が高まっている。森林に求められている社会環境の変化を市民レベルで定着させるため「木育活動」などを通して森林の価値を体験的な経験として意識の中に落とし込んでいく必要がある。</p>	<p>①宮城森林・林業活性化センター仙台支部と連携し木育講座を開催するとともに、市町村とも連携しながら森林づくりの支援者、協力者の発掘など活動環境を整備・強化する。 ②NPO法人等が行う森林・林業教育や「木育」活動を支援する。 ③学校や森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動等を支援する。</p>

<p>ホ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援</p>	<p>各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 2人・回 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 1回</p>	<p>森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、地球温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。</p> <p>一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少にともない、担い手の育成確保がより困難な状況にある。</p> <p>さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。</p>	<p>①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する場として運営する部会活動に参画する。</p> <p>②機構が実施する取組や、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における人材育成プログラムに基づいた多様な研修への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。</p> <p>③「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、カレッジ研修の講師として、事業体における人材の確保育成についての支援を行う。</p>
---	--	---	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
施設 県民の森	利府町 神谷沢地内	昭和44年	中央記念館 中央広場 野外音楽堂 フィールドアスレチック 樹木園 湿地植物園 遊歩道 (18路線13,289m)	自然保護課	利用者 年間約20万人	
青少年の森	利府町 神谷沢地内	昭和51年	もりの学び舎 学習館 展示館 新校倉式住宅 野鳥の森 自然観察道(2,500m)	自然保護課	利用者 年間約2万人	
昭和万葉の森	大衡村 平林地内	平成元年	万葉の館 広場 植物園 湿性植物園 遊歩道 (12路線5,633m)	自然保護課	利用者 年間約3万人	
展示林 四季の森	富谷市 上折元地内	平成7年	見本園 芝生広場 遊歩道 (13路線6,854m)	自然保護課		
低コスト間伐 モデル展示林	泉区朴沢地区 大和町小野地区 太白区秋保地区 泉区岳山地区(1) 岳山地区(2) 菅ノ崎地区 青葉区菖蒲沼地区 泉区七北田地区 岩沼市志賀地区	平成17年(3カ所) 平成18年(4カ所) 平成19年(3カ所)	作業システム、間伐率、収益金額等を表記した看板(間伐材を利用)の設置	宮城南部流域森林・林業活性化センター仙台支部		

令和 8 年度 林業普及指導区別計画書
大崎普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県北西部の大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（1市4町）で構成され、北西部から西部にかけて山形・秋田両県との境をなす奥羽山脈が連なり、東に向かって次第に傾斜しながら平坦地が広がっている。また、管内を横断する形で、荒雄岳を源とする江合川と船形連邦を源とする鳴瀬川が西から東に流れ、県下有数の穀倉地帯である大崎耕土を潤している。

(2) 森林資源の現況

管内の森林面積は、土地総面積の 56% を占める 84,753ha となっており、うち民有林は、森林面積の 56%、47,478ha である。民有林のうち人工林は 56%、26,409ha で、そのうち約 8 割を占めるスギに関しては、収穫期を迎える 8 齢級（36 年生）以上の面積が 44% となっている。

(3) 林業生産・経営の状況

管内は、大崎市の鳴子地区や岩出山地区など古くからの有名林業地を擁し、スギ人工林の良質材生産が行われてきた歴史があるが、大部分の森林所有者は、10ha 未満の零細かつ分散型の所有者となっている。

管内には 7 つの認定林業事業体（1 森林組合、6 民間事業体）があり、森林整備や素材生産を行っており、民有林における素材生産量は、東日本大震災の影響を受け減少したが、平成 26 年度以降増加に転じ、過去 3 か年（R4～R6）は 7～10 万 m³ 前後で推移している。（令和 6 年度は対前年比 68% の 71,862m³（推定値））

管内では、早生樹（コウヨウザン）の試験地を設置し、早生樹育成に取り組んでいるほか、地域の特性を活かした木材利用や木づかい文化の継承を目指し、広葉樹材有効活用やこけしの材料となるミズキ材の確保、並びにウルシ林育成による国産漆生産に向けた取組を支援するとともに、「おおさき山がっこ情報バンク」を通じた森林・林業教育や地域材の PR イベントである「おおさき森林・林業ふれあい展」を開催し、地域林業の振興を行っている。

令和 8 年度は、引き続き、森林施業や木材生産の集約化、伐採から再生林まで「一貫作業システム」の推進、高性能林業機械の導入・活用、スマート林業の普及等を図るとともに、非住宅分野における木材需要の拡大を図り、森林資源の循環利用を一層推進する。

特用林産物については、県下有数のきのこ産地として、ぶなしめじやえのきたけの生産量が高いシェアを占めているものの、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響で今なお出荷制限されている品目がある。

これまでに、条件を満たした生産者・生産ロットごとに原木しいたけの出荷制限が一部解除され、ごみやタラノメ等の山菜の出荷制限も解除されているほか、大崎市産の野生きのこについては、令和 5 年度に「なめこ、ならたけ、むきたけ」が、令和 6 年度には「くりたけ」が、令和 7 年度には大崎市産コシアブラがそれぞれ非破壊検査器による全量検査を条件に一部出荷制限解除されている。

これらの出荷制限解除品目や一部解除品目については、出荷管理を確実にを行い、安全・安心な山菜類の出荷を支援するとともに、加美町における「野生わらび」の出荷制限解除に向けた取組として、モニタリング用の検体採取と測定を行っていく。

さらに、平成 31 年 4 月にスタートした森林経営管理制度について、その財源となる森林環境税の賦課徴収が、令和 6 年度から開始されており、制度の円滑な推進及び適切な税の執行による森林整備が進むよう、市町が行う意向調査や各種計画の策定等に対し、一層の支援を行う。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1回 地域材利用推進会議及支援 5回	<p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年10月1日施行）」による建築物の木造・木質化を進めるため、市町を支援するほか、関係機関への効果的な普及啓発活動に継続して取り組む必要がある。</p> <p>なお、加美町のプレカット加工施設（令和5年度補助事業活用）への材の安定供給、一層の生産性向上と地域材利用率の向上に向け、川上と川中の事業者間のマッチングを行う。</p>	<p>①「建築物における木材利用の促進に関する方針」の作成について市町を支援する。また、市町における地域材利用の普及啓発活動等を建設部局と連携し支援する。 （地域材利用支援：1回）</p> <p>②加美町で取り組む広葉樹資源の新たな活用については、関係者と連携し、継続的に支援する。</p> <p>③一般住宅への地域材利用を推進するため、地元製材工場と素材生産業者の調整を行い、地域材利用をより推進する。 （地域材需給調整支援：1回）</p> <p>④県産材利用推進のため、木材利用をPRとして、木工作品制作等の参加型イベントを開催する。 （イベント開催・支援等：3回）</p>
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 5回 経営等に関する指導の対象者数 5人 （5回）	<p>管内は、ぶなしめじやえのきたけ等、県内有数のきのこ生産地であり、安全・安心が確保された出荷可能な、きのこ、山菜類は、道の駅や直売所の人気商品として地元直売所の売り上げ向上に貢献している。</p> <p>なお、本県開発のハタケシメジについては、生産量の安定と生産コストの削減及び販路拡大に向けた簡易栽培技術の普及が求められている。</p>	<p>①経営状態の「見える化」や改善に繋がるGAPの導入を検討する生産者や生産団体に対して支援する。</p> <p>②ハタケシメジ等について、林業技術総合センターと連携し、新たな品種導入に向け生産コスト削減の検討や生産技術の普及指導を図る。 （生産指導：5回）</p>

<p>ハ 特用林産物の振興</p>	<p>技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 随時</p>	<p>原発事故に伴う放射性物質の影響を受け、管内では未だ5品目のきのこや山菜の出荷制限が続いているが、一部解除された品目については、出荷管理体制の徹底が求められる。 出荷制限解除に向け、生産者や市町・直売所等と連携し、モニタリング検査を継続する必要がある。出荷制限が解除された場合の出荷前検査等の体制を整備する必要も依然として残っている。 更に、県産きのこ原木の利用再開に向けた取り組みも継続する必要がある。</p>	<p>①特用林産物の安全・安心な生産・出荷について、生産者や直売所、市町等に対する指導を引き続き実施する。 ②原木しいたけ等の安全な生産資材の使用について指導するほか、適正な栽培管理による放射性物質の低減化対策について巡回指導を行う。 (技術指導：10回) ③大崎市のわらび(野生)、加美町のわらび(野生)等出荷制限指示となっている品目について、モニタリング検査を行うとともに生産者及び直売所、市町に対する指導を行う。 ④消費者に対しては、スクリーニング検査や出荷前・定期検査の結果を公表し、安全性をPRする。また、県庁1階ロビーでのPR販売や「きのこの日(10月15日)」と併せて県産きのこの消費拡大に取り組む。</p>
<p>ニ 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 3回</p>	<p>地域林業の活性化を図るため、広葉樹資源の用途開発や異業種連携による新たなビジネスモデルの創出が求められている。 近年、広葉樹材の価格高騰により、供給量が増加する可能性があるが、持続可能な利用が必要であり、需要者のニーズに応じた伐採・流通体制の整備が求められている。 今後、地域資源を活用した新たなビジネスモデルを創出するため、関係者が連携し事業推進に必要な情報収集や異業種とのマッチング支援等が必要である。</p>	<p>①広葉樹利用の勉強会や研修会を開催する。 (取組支援：1回) ②こけし材料確保の相談対応については、今後も、持続的な供給が可能となるようミズキ植栽等について市や森林組合連合会、木地玩具協同組合等の関係者による検討を継続する。 ③鳴子漆器に利用することを目的に、ウルシ林を育成し、国産漆の生産を目指すとともに、伝統的工芸品と森林とのつながりをPRする。</p>

ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進	取組支援及び指導等 随時	森林を持続的かつ適正に管理する上で、計画的な森林整備が必要であり、収益性向上策の一つとして、未利用材等の利活用が重要視されているが、特に森林からの搬出コストが課題となっている。 今後も間伐等の森林施業で発生する低位利用材等を活用した木質バイオマス利用を促進するとともに、施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。	①木質バイオマスの導入を計画している市町や事業者に対し、技術的支援や情報提供を行う。 ②関連する補助事業の紹介や利用施設の導入を支援するとともに、広域的な木質バイオマスの安定供給体制の整備に向けた連携を支援する。 ③木質バイオマス施設への燃料の安定供給体制を定着させるため、燃料を供給する事業体に対し、計画的な森林整備について指導するとともに、チップの安定供給ができるよう継続的に支援に取り組む。
-----------------------	-----------------	---	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産物)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 5.7 ha (県 400ha) 一貫作業等による再造林 6 ha 2箇所	木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲減退に伴い増加している造林未済地の早期解消を図るため、環境に配慮した主伐・再造林実施への支援と普及が求められているほか、一貫作業による再造林や低コスト化に向けた取組を推進する必要がある。	①森林所有者に、補助制度等の情報提供や現地に即した適正な植栽方法を指導する。 ②早生樹（コウヨウザン）及びウルシの造林試験地での生長量を継続的に調査し、保育間伐要否（コウヨウザン）や下刈り回数（ウルシ）の検討（ウルシ）を行う。 ③一貫作業システムを実施している施業地において、新たな低コスト造林技術の指導及び実証調査を引き続き行うとともに、情報収集・検証を進める。

<p>ロ 施業の集約化に向けた森林経営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援</p>	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援 10回</p> <p>森林経営計画策定及び実行指導等 20回</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 10件</p>	<p>森林の有する多面的機能を十分に発揮させるには、実効性のある計画策定及び施業実施に向け、基本計画となる市町村森林整備計画の策定支援及び森林経営計画の作成支援、実行確保が必要である。</p> <p>森林経営管理制度については、市町に対して、意向調査後の集積計画作成支援等を行って着実な森林整備及び更なる森林整備への集約化を図ることが重要であり、森林環境譲与税が適切かつ有効に活用されるよう指導等を行う必要がある。</p> <p>また、譲与税の使途については、各市町の創意工夫のもと取り組みが進むよう指導・助言を行う。</p>	<p>①地域森林計画・市町村森林整備計画の策定年となることから、必要な情報提供とともに適切なゾーニングの設定など市町村を支援する。 (策定指導等：10回)</p> <p>②伐採届出制度について、理解徹底のため市町へ必要な指導・助言を行う。</p> <p>③市町や森林組合等と連携しながら、新たな森林クラウドシステムに対応する森林経営計画の策定手順等について指導するとともに、計画に基づく森林施業の実行管理について指導・助言する。</p> <p>④森林経営管理制度について、圏域推進会議等を通じて法改正の内容等について情報共有を図るとともに、マンパワー不足の状況にある市町への伴走型支援の定着を図るなど、支援を強化して森林整備が進むよう指導・助言を行っていく。</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積(民有林) 100ha (県5,600ha)</p> <p>間伐施業地の集約化 2団地</p>	<p>間伐実施面積は、平成24年度以降の「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で掲げる目標を大幅に下回っている。</p> <p>これは長期にわたる木材価格の低迷等から、森林所有者の経営意欲が低下しており、間伐等森林施業放棄森林が増えていることが一因と考えられる。</p> <p>このままでは、健全で多面的機能を発揮する森林の維持が困難となることから、関係者との連携・協力を図りながら、施業地の団地化に加え、適切な作業システムにより一体的に施業を実施する「集約化施業」を強力に推進していく必要がある。</p>	<p>①市町や森林組合及び民間事業者等と連携して間伐を推進するとともに、民間事業者の更なる事業参入を促進・支援する。</p> <p>②森林組合と連携した森林所有者への説明会を開催するほか、補助事業を活用した効果的・効率的な森林整備事業の普及啓発を行う。</p> <p>③間伐施業の効率化やコスト低減に向け、森林施業プランナーと連携し、安定的に木材を供給できる施業団地の設定により森林経営計画の作成を支援する。</p>

<p>ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進</p>	<p>防除指導 5回</p>	<p>管内の松くい虫被害は、依然として発生が続いており、伐倒駆除とあわせ樹幹注入等の防除・予防を行う必要がある。 また、ナラ枯れ被害の発生状況を引き続き把握し、適切な防除が求められているほか、近年管内でも生息が確認されているニホンジカの食害による森林被害等も懸念されている。</p>	<p>①松くい虫被害について、市町等と連携しながら早期発見・適期駆除を徹底する。また、重要な松林については、樹幹注入等、効果的な防除手法の導入を指導する。 ②ナラ枯れ被害について、松くい虫被害同様、市町等と連携し対応していく。 ③ニホンジカによる森林被害の状況把握を行う。</p>
--------------------------	--------------------	---	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5、600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10、000 m³、森林経営計画の策定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
<p>イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成</p>	<p>森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修受講生 随時 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 5回</p>	<p>管内の森林資源が利用期を迎えている中、森林整備の担い手である林業就業者の高齢化と減少は続いている。 森林施業の集約化による収益性の向上を図るためには、必要な森林施業を安全かつ適切に実行できる高度な技術を有する現場技術者のほか、価値ある山づくりに向けて森林施業をマネジメントできる有能な人材等を確保し、これを段階的・体系的に育成していく必要がある。</p>	<p>①集約化施業の推進に向け、現場を総括して管理できる技術者を育成するため、森林施業プランナーの資格取得を目指す技術者の支援を行うとともに、OJT等を通じたプランナーの能力向上を図る。 (資格取得支援：1人) ②県及び各業界団体等で実施する経営体強化研修の支援と情報提供を行う。また、労働災害の未然防止と労働環境の改善について、補助事業の活用等により支援を行う。 (指導・支援回数：5回) ③管内事業体に対し、労働安全に係る研修受講を促す。 (研修受講者：2人)</p>

<p>ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループ等の育成と連携</p>	<p>指導林家や青年林業士等の育成 随時 林業グループ等への活動支援 6回</p>	<p>林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくために拠点となる林業グループが限られている傾向にあり、普及指導における支援も低迷している。特に、林業経営等の模範となる指導林家等が不在のため、今後、地域の中核的リーダーの育成支援が必要である。 なお、管内に存在する3つの林業グループは、会員の高齢化等により活動が停滞しており、引き続き活動を支援する必要がある。</p>	<p>①森林所有者の協力を得て、県内で早生樹（コウヨウザン）の植栽試験に取り組む関係者や林業技術総合センターと連携し、試験地での現地研修を行うとともに、生長量調査の情報共有を図り、育林方法等について検討する。 (支援回数：1回)</p> <p>②地域における林業後継者確保を推進するため、林業研究グループの活動を支援する。 (指導・支援回数：3回)</p>
<p>ハ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成</p>	<p>森林・林業体験活動等の開催・支援 随時 NPOやCSR活動等との連携 随時</p>	<p>SDGs（持続可能な開発目標）の動きなど県民の森林に対する意識の高まりから、森林・林業体験活動や森林づくりに取り組むNPOや企業等が増加している。 特に管内では、「おおさき山がっこ」の活動により小学校を主体に森林・林業に対する理解を深めるための教育活動を継続している。 今後も活動を継続するため、実施・支援体制や活動内容の見直しを進める必要がある。</p>	<p>①県民に対する森林環境教育を実施するとともに、市町とも連携しながら、管内で森林体験活動ができるフィールドについて情報収集し、広く情報発信する。</p> <p>②森林・林業体験活動等の指導者を登録する「おおさき山がっこ情報バンク」の活動等を通じ、森林環境教育を支援するとともに、森林ボランティア団体の活動を支援する。</p> <p>③森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動については、補助事業の活用を図りながら市町と連携し支援する。</p>

<p>ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援</p>	<p>各部会への参加 2回</p> <p>カレッジ研修への参加支援 4人・回</p> <p>カレッジ研修等の実施支援・研修参加 4回</p>	<p>森林・林業は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等、さまざまな面で社会へ貢献しているが、その重要性は益々大きくなっている。</p> <p>しかし、この森林・林業を維持・管理していく担い手不足は深刻な状況が続いており、受け皿となる林業事業体の経営規模が小さいなど、林業事業体の経営指導及び育成も課題となっている。</p>	<p>①みやぎ森林・林業未来創造機構が行う部会活動に参加し情報収集を行うとともに、機構の取組内容を管内林業事業体に伝達する。</p> <p>②管内の事業体・林業技能者・林業就労希望者等に対し、機構が実施する研修への参加について支援する。</p> <p>③機構の事業構想に掲げた4つのプロジェクトに即し、就業環境の向上を図るために機構の会員を対象としたヒアリング調査を行い、課題を抽出し地域課題として整理する。また、機構と連携し、必要に応じ各研修プログラムの講師等として人材育成を支援する。</p>
---	--	--	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年月日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
低コスト造林試験地 (単植え植栽)	大崎市岩出山池月字上一栗菅生地内 (E089-イ28)	平成26年 6月22日	スギ 面積 0.12ha 内訳 三角単植 3試験区	有限会社 鎌田林業土木 (鎌田氏所有林)	平成26年度～令和元年度 生長量調査実施	看板無
早生樹(コウヨウザン)造林試験地	大崎市岩出山南沢字宮守沢地内 (E01-ホ10-1)	平成31年 3月28日	対象区 スギ 面積 0.11ha コウヨウザン 0.11ha 計 0.22ha	有限会社 鎌田林業土木 (鎌田氏所有林)	平成31年度～令和6年度 生長量調査実施	
ウルシ造林試験地	大崎市鳴子温泉鬼首小向原地内 (F117-ホ-12)	令和7年12月4日	ウルシ 0.10ha	大崎市	令和7年度試験地造成	

令和 8 年度 林業普及指導区別計画書
栗原普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は県の北西部に位置し、管轄区域は栗原市のみである。北は岩手県、北西端は秋田県に接している。管内の区域面積は約 800 平方キロメートルで、北西部には栗駒山（標高：1,626m）を中心に山地が連なる。中部から南東部にかけては、迫川、二迫川、三迫川沿いに耕地と丘陵地が入り込んでいる。また、栗駒国定公園（昭和 43 年 7 月 22 日指定）や、ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼（昭和 60 年 9 月 13 日登録）及び蕪栗沼・周辺水田（平成 17 年 11 月 8 日登録）を有する、自然豊かな地域である。

(2) 森林資源の状況

管内の森林面積は 44,185ha（森林率 55%）であり、県全体の森林面積の 11%を占める。このうち、民有林は 29,967ha（管内森林面積の 68%）であり、旧栗駒町、旧花山村、旧一迫町の 3 地区にその 7 割超が集中している。民有林の人工林面積は 16,903ha（人工林率 56%）で、県平均の 53%をやや上回る。

管内の樹種別ではスギが 7 割と最も多く、収穫可能な 8 齢級（れいきゅう）以上（36 年生以上）の林分が 8 割以上を占めるなど、利用可能な資源が充実している。

※森林資源の数値は、令和 5 年 3 月現在

(3) 林業生産・経営の状況

木材生産や森林整備については、高齢化等により森林所有者自らが行うことは少なく、所有者から施業（せぎょう）の委託を受けた森林組合等の林業事業者がその大半を担っている。

管内には栗駒高原森林組合があり、地域林業の主要な担い手として活動している。同組合の林産事業量は年間約 51 千³m（令和 6 年度）であり、生産された木材は、直販によって県内外の製材工場や石巻地区の合板工場へ供給されている。また、間伐（かんぱつ）や保育事業は主に同組合が実施し、皆伐（かいぱつ）による素材生産は民間の事業者が担っている。

管内の林業事業者における高性能林業機械の保有状況は、令和 6 年度末時点で 43 台であり、そのうち 12 台（約 28%）を森林組合が保有している。

管内の製材業者は年々減少して現在は 2 社（うち 1 社はチップも製造）が稼働しており、チップ製造を除く素材取扱量は合計で約 5 千³mである。なお、人工乾燥材生産を行っているのは 1 社のみである。

きのこ類は菌床栽培（きんしょうさいばい）が中心である。菌床栽培による生しいたけ、なめこは、ともに県内生産量の 45%を占める主要産地であり、J G A P 認証を取得した生産者が 1 名いる。

※きのこ生産量は令和 5 年次実績

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策については、管内では依然として原木むきたけ（露地）、原木しいたけ（露地）、こしあぶら、たけのこ、野生きのこ、たらのめ（野生）の 6 品目で出荷制限（自粛）が続いている。このうち、原木むきたけ（露地）、原木しいたけ（露地）、たけのこ、たらのめの 4 品目は一部生産者や地域で制限が解除された。また、こしあぶら及び野生きのこ（なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ）については、全量非破壊検査を条件に一部解除となったが、さらなる解除地域の拡大と販売促進が求められている。

また、栗原地域の豊かな自然環境を活かし、中山間地域産業の活性化と新たな生業の創出を図るため、「苔」の産地化に着目し、「くりはらの苔」の魅力を発信している。

平成 31 年 4 月施行の森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した取組については、栗原市が森林所有者の意向調査や森林経営管理権集積計画の策定を進めており、管理委託の希望があった森林において間伐等の森林整備事業が進められている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1棟	管内の製材業者は年々減少しており、地域需要を喚起する十分な受け皿とはなっていない。利用期を迎えた森林資源の有効活用には供給拡大が不可欠だが、中長期的には住宅需要の減少が見込まれる。 このため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に基づく公共施設の木造・木質化や、新たな木材製品の開発・普及に向けた情報収集等が求められる。	①関係法令に基づく栗原市の方針を推進するため、同市から施設整備等に係る情報を収集し、公共施設の木質化等に向けた働きかけを行う。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 20回 経営等に関する指導の対象者数 20人 (回)	栗原管内はしいたけ、なめこの生産量が多く、県内の主要産地である。しかし、価格の低迷や資材費の高騰により厳しい経営環境が続いている。 今後は、生産技術や品質の向上を図るとともに、地域色のある商品開発が求められている。	①生産者や農産物直売所等に対し、安全な生産技術を指導・支援する。併せて、販路拡大や新商品開発、各種販促活動を後押しする。 ②各種特用林産物について、栽培技術向上の取組を支援するとともに、生産者等への技術指導や販売促進に努める。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 10回	原発事故による放射性物質汚染の影響を受け、依然として特用林産物の出荷制限（自粛）解除に係る対応が必要である。 これを踏まえ、安全・安心な食品販売に不可欠な消費者への正確な情報提供や、生産者への指導を引き続き徹底する。また、非破壊検査器を積極的に活用した取組を加速させる必要がある。	①特用林産物に対する検査を継続して適切な指導を行うとともに、森林や竹林の放射性物質低減化に関する情報収集や実証を行う。 ②出荷制限（自粛）品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、制限解除および手続きを支援する。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 20回	管内では「苔」に着目した取組を進めている。 今後、これらの取組に対し、事業体と一体となった一般県民（消費者）へのPRや、事業推進に必要な情報収集、異業種交流等を積極的に支援することが重要である。	①新たな森林資源である「苔」について、竹や山菜等と同様に、生産者とともに地場産品の開発を検討する。一般県民（消費者）へ苔の魅力を発信する「苔フェスティバル」の開催等を通じて地域活性化を支援する。

ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	取組支援及び指導等 2回	管内にはペレット製造や廃菌床による熱利用を行う事業体も存在するが、森林資源を有効活用するためには、未利用材の利用促進が引き続き課題となっている。	①事業体等に対する木質バイオマス利用促進に向けて、積極的な情報収集に努める。
-----------------------	-----------------	--	--

参考【新ビジョン目標（平成39年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 10ha (県 340ha) 一貫作業等による再造林 3ha 1箇所	環境に配慮した主伐（しゅばつ）・再造林の実施に向けた支援と普及が求められている。また、一貫作業による再造林や低コスト化に向けた技術開発・普及が不可欠である。	①PR チラシ等を通じて、森林所有者へ補助制度等の情報を提供するほか、現地に適した植栽方法を指導する。 ②伐採届出及び伐採後造林届出制度の運用を通じて、栗原市や林業事業体等への指導を強化する。 ③伐採から植栽までの一貫作業による、新たな低コスト造林技術の普及・定着を図る。
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	市町村森林整備計画の変更等支援 2回 森林経営計画策定及び実行指導等 5回 森林経営計画等 2件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 6件	実効性のある計画策定と施業実施に向け、基本となる市町村森林整備計画や森林経営計画の作成支援が必要である。また、森林経営管理制度の活用により、管理が困難な森林を対象とした経営委託等の促進を図ることが求められる。 さらに、市町村が行う森林台帳の精度向上や意向調査、森林整備事業等への支援も重要である。	①栗原市に対し、市町村森林整備計画の変更等を支援する。併せて、森林組合等と連携し、活動支援交付金事業の活用等により面的なまとまりのある森林施業（せぎょう）を指導・支援する。 ②森林経営計画の策定にあたっては、実施主体等と十分に協議し、実効性のある計画作成を指導する。 ③管理が困難な森林の市町村等への経営委託について、森林環境譲与税を活用して市が実施する意向調査や集積計画策定等の取組を支援する。

ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積 (民有林) 200ha (県 5,600ha)	「新・みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で掲げる目標達成に向け、森林組合等の関係者と連携を図りながら、間伐(かんばつ)・路網(ろもう)整備等への支援と低コスト化技術の普及を進める必要がある。	①栗原市や森林組合等と連携して森林経営計画の策定を進め、着実に間伐を推進する。 ②森林組合等と連携した巡回指導や座談会を通じて補助制度の周知を図り、安定的な木材供給が可能な施業団地の設定等を支援する。
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	防除指導 4回	松くい虫、ナラ枯れ被害について、栗原市と連携し、早期発見に向けた監視及び適切な防除を実施し、被害拡大防止を図る。	①栗原市が実施する松くい虫防除対策に対し適切な指導・助言を行う。 ②ナラ枯れについては、栗原市との合同調査により被害木の早期発見を図るとともに、広葉樹林の世代交代推進に関する啓発・指導に努める。

参考【新ビジョン目標(平成39年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³、森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生 1人 林業教室受講生 1人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 5回	森林施業(せぎょう)の集約化を推進する森林施業プランナーの育成支援を行っている。 今後は、高度な技術を持つ現場技能者に加え、価値ある山づくりに向けて森林施業をマネジメントできる有能な人材を確保し、段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業の推進に向け、地域林業を支える現場技能者や統括管理者を確保・育成するため、「緑の雇用」等を活用した段階的な研修への参加を働きかける。また、担当者等には森林施業プランナーの資格取得を推進する。 ②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や従事者等による知識・技術の習得を支援する。 ③事業体への巡回指導等を通じ、林業現場における労働災害の未然防止と労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者(林家)及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等の育成・連携 1人 林業グループ等への活動支援 4回	林業経営の改善や技術普及の牽引役となる管内の指導林家は1名、林業グループは2団体であるが、普及活動がやや低迷している。連携を強化し、山村地域の活性化に結びつけることが重要である。	①「一迫林業研究会」等が実施する林間学校や普及啓発活動等に積極的に参画・助言し、林業グループの活動および後継者の育成をサポートする。

ハ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 2回 NPO活動等との連携 1回	企業や団体による森づくり活動が盛んに行われる中、次代を担う子供たちや県民が、体験を通して森林の役割を学ぶことは意義深い。今後、「みんなの森づくりプロジェクト推進事業」等を通じた県民参加型の森林整備活動への支援を強化する必要がある。	①森林科学館や栗原市の地域コーディネーター等と連携し、一般県民向けの体験講座や小学校等での森林・林業体験学習活動を支援する。 ②NPO 団体等が行う、森林の多面的機能の発揮や普及啓発に向けた地域活動について情報収集と支援を行う。
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 2 事業体 2人 カレッジ研修等の実施支援 1回	森林・林業は木材生産のみならず、温暖化防止や災害軽減など社会貢献の重要性を増している。 一方で、従事者の減少・高齢化が進行し、担い手の確保が困難になっている。また、雇用先となる事業体の大半が零細規模であり、事業体の育成強化も大きな課題である。	①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化や就業環境向上に向けた取組、人材育成プログラムを検討する部会活動に参画する。 ②同機構の取組や「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の人材育成プログラムに対し、事業体や就労希望者等の参加を支援する。 ③同カレッジにおいて受講生のスキルアップを図るとともに、研修講師として事業体における人材確保・育成を支援する。

参考【新ビジョン目標（平成 39 年度）】

新規林業就業者数 100 人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28 事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年月	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
こもれびの森・森林科学館	栗原市 花山 草木沢	平成 5 年 4 月	①森林科学館 ②野外炊事場 ③湿性植物園 ④山菜見本園 ⑤体験の森（遊歩道）ほか	指定管理者（(株)ゆめぐり）	苔玉講習会及び各種講習会等、森林林業に関する普及指導の場として利用	

令和 8 年度 林業普及指導区別計画書
石巻普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の北東部沿岸地域に位置し、石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町の 2 市 1 町で構成されている。地域の東部は太平洋に面し、一帯は三陸復興国立公園や特別名勝「松島」に指定され、牡鹿半島のリアス式海岸や網地島、田代島等の離島、奥松島の島嶼など、優れた海岸景観が連なっている。また、内陸部は北上山地から派生する丘陵が広がる一方、その東部には北上川や鳴瀬川の沖積平野が広がるなど、変化に富んだ自然環境が特徴的な地域である。

(2) 森林資源の現状

管内の森林面積は 3 万 9 千 ha で県森林面積の 9 %、管内総面積の 54% を占めている。このうち国有林は 9 千 ha (22%)、民有林は 3 万 ha (78%) となっており、民有林の人工林率は 56% と県平均の 53% を上回っている。

(3) 林業生産・経営の現状

本指導区は、石巻工業港を中心に合板工場や大型製材工場が立地し、管内の合板・製材用木材の消費量は県全体の 86% を占めており、地元の森林組合は、県産原木の安定供給を図る全県の調整役を担っている。

木材生産は、人工林の多くが利用期を迎え主伐（皆伐）による生産が増加し、間伐実績は減少傾向にある。一方、皆伐による伐採後の再生林の実行確保が課題となっていることから、コンテナ苗や一貫作業システムを活用した低コスト造林の普及を図ることが必要となっている。

このような現状を踏まえ、木材の安定供給や生産性の向上と、資源の循環利用を両立するためには、計画的な森林施業の推進とその牽引役となる施業プランナーの育成が重要である。

このため、地元森林組合では、施業プランナーの確保・育成のほか、「スマート林業」の推進に向けた取り組みを積極的に行い、作業の効率化と省力化を図っている。加えて、植林経費支援基金を創設して再生林にも尽力している。

松くい虫被害対策に関しては、特別名勝「松島」の東松島市宮戸地区を中心に、効果的な松くい虫防除対策の推進に努めている。また、ニホンジカ被害対策については、生息域が牡鹿半島地域から内陸部へと拡大しており、伐採跡地の食害による更新阻害等の問題が顕著となっていることに対応し、今後の取組の方向性や具体的対策を盛り込んだロードマップに基づき、関係者と連携しながら被害拡大防止に向けた取組を進めている。

木材利用に関しては、合板・製材とも需給バランスに応じた生産動向が続いているものの、今後、人口減少による住宅需要の減少は避けられないことから、非住宅分野の新たな需要創出に向けた取組が重要となっている。また、木質バイオマスについては、松くい虫被害材や林地残材等の未利用資源を活用した加工生産が行われており、木質バイオマス発電用燃料等として供給されている。

特用林産物に関しては、震災後に生産を開始した生産者が多く、生しいたけにおいては原木及び菌床合せて 27t (R6)、生きくらげ 1t (R6) 等で生産量も増加傾向にある。特に原木しいたけの栽培施設拡大を受け、生しいたけの約 7 割を占めている。

森林経営管理制度に関しては、管内各市町が抱える課題や組織体制、譲与される予算規模などの状況が異なることから、各市町の地域課題に合わせた重点的取組や整備エリア、優先順位等を取りまとめた「推進方針書」により、普及指導員を中心に支援を継続しており、森林経営管理法に基づき、各市町で森林経営管理権集積計画が策定され、森林環境譲与税による森林整備が進められている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1棟 地域材利用推進会議等（検討会（打合せ含む））及び CLT 等推進協議会等の運営・支援 5回	合板需要に的確に対応できる供給体制の構築が必要となっているほか、地域産材を活用した CLT、LVL、合板、製材品等の需要拡大により地域産業のさらなる発展と、山元への収益還元を図る必要がある。 今後、人口減少社会を迎え、住宅需要の大幅な減少が見込まれるため、「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設等の木造・木質化を普及促進する必要がある。 また、当管内においても国際森林認証材の活用による SDGs への貢献に向けた取組が進められている。	①宮城森林・林業活性化センター石巻支部と連携し、「合板用県産材の供給等に関する検討会」等の開催を支援する。 ②木材の利用拡大に向けて、合板工場等木材加工業者との連携を強化し、製品輸出など木材需要拡大に向けた取組を支援する。 ③国際森林認証材を活用した SDGs への取組について、製品加工や販売 PR 活動等に関する必要な支援を行う。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する指導の対象者数 10人	当指導区では、震災後から原木しいたけ、菌床きくらげ等の栽培を開始した生産者があり、販路拡大や生産効率向上等に関心を持っている。	①原木・菌床きのこの生産拡大に向けて、栽培技術の指導を行うとともに、販路拡大に向けた取組支援を行う。 ②当指導区で生産された特用林産物の6次産業化に向けた新商品開発等の必要な指導を行う。 ③竹材の「伐り子」の確保・育成に向けた勉強会の開催やマッチングの機会を設ける。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 5回	原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除に向けた継続した支援が求められている。 また、きのこ原木や菌床資材を他県から購入している生産者に対しては、資材の安定確保に向けて継続して支援する必要がある。	①特用林産物における放射性物質のモニタリング検査により、一般県民に対する安心・安全の周知に努めるとともに、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除に向けた生産管理などの指導を行う。 ②原木しいたけ生産者に他県産原木等の必要な生産資材の導入を引き続き支援する。

<p>ニ 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 5回</p>	<p>指導区内では、地域で独自の技術力を発揮している事業者が多数あり、地域材の利活用に向けた取組が展開されつつある。 これらの取組に対し、事業者等と一体となった需要者等へのPRや必要な情報収集、異業種との交流などを積極的に支援する必要がある。</p>	<p>①ICTを活用した素材流通管理やUAVによる森林資源調査など、林業事業者等が行う「スマート林業」の取組を支援する。 ②宮城森林・林業活性化センター石巻支部と連携を図りながら、地元企業の強みを活かした新規用途や新製品開発に向けた取組を支援する。 ③木工業者や地元企業等の新たな森林資源（広葉樹）の利活用に向けた取組に対し、生産拡充や販路開拓に向けた支援を進めるほか、消費拡大に向けたPRや交流会等の開催を支援する。</p>
<p>ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進</p>	<p>取組支援及び指導等 3回</p>	<p>近年、発電や熱利用に向けた木質バイオマス資源への需要が増大していることから、需給動向を適切に把握していく必要がある。</p>	<p>①木質バイオマス関連施設整備及び原材料需給の最新動向に係る情報収集に努める。 ②地域の公共施設等への木質バイオマス発電施設・ボイラー導入に関する補助事業の紹介、広域的に安定供給可能な体制整備に向けた連携を支援する。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
<p>イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成</p>	<p>植栽面積 15ha (県400ha) 一貫作業等による再造林 1ha 1箇所</p>	<p>環境に配慮した主伐・再造林実施への支援と普及が求められているほか、一貫作業による再造林など低コスト化に向けた技術の普及が必要である。 加えて、管内の経営体や企業による森林資源の持続的活用に向けた取組が進められている。</p>	<p>①森林所有者や林業事業者に対し、補助制度等の周知を行うほか、現地の条件に見合った適切な主伐・再造林の方法等について助言・指導を行う。 ②低コスト造林や一貫作業システムにおける再造林に向けた取組みを支援する。</p>

<p>ロ 施業の集約化に向けた森林経営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援</p>	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援 3回</p> <p>森林経営計画策定及び実行指導等 5回</p> <p>森林経営計画等 2件</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 10件</p>	<p>森林経営計画（属人・林班）が期間満了時期を迎え、認定面積が大幅に減少していることから、今後は地域の実情を反映しながら“区域計画”への切り替えを行うなど、施業の集約化を進める必要がある。また、各市町の推進方針に基づき、森林経営管理制度の取組が円滑かつ適切に実行されるよう、市町の業務負担軽減に向けた支援などを行う必要がある。</p>	<p>①地域のニーズや実情を的確に把握し、実行性の高い森林経営計画が策定されるよう、事業者や市町に対する指導・支援を行う。</p> <p>②各種計画に基づき、適正に事業が実行される体制を確保するため、事業者等に対する助言・指導を行う。</p> <p>③市町有林の適切な森林整備に向け指導・助言する。</p> <p>④市町への伴走型支援や圏域推進会議により、関係者間の情報共有を図り、森林整備事業の推進を支援する。</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積（民有林） 520ha (県 5,600ha)</p> <p>間伐施業地の集約化 1団地</p>	<p>指導区内の人工林の多くは利用期を迎え、主伐（皆伐）が増加していることに加え、労務や気候の影響等で、目標面積を下回っている。今後は、計画的かつ効果的に間伐を実施していくため、関係者との連携・協力を図りながら、間伐や路網整備等への支援と低コスト化に係る技術支援を行う必要がある。</p>	<p>①定期的に森林組合や市町との意見交換の場を設定し、整備箇所や現場の課題等の早期把握、対応策の提案などの支援を行う。</p> <p>②森林施業プランナー等と連携して施業団地の設定等を支援する。</p> <p>③デジタル技術を活用した効率的な森林調査の技術指導を行う。</p>
<p>ニ 森林病虫獣被害対策の推進</p>	<p>防除指導 15回</p>	<p>松くい虫被害への対応が長期化する中、防除に対する関係者の意識の低下や温度差が生じており、適期の防除が徹底されていない現状が見受けられる。適期に適切な防除対策を実施することができるよう、関係者の理解と協力を得ながら改善を図る必要がある。さらに、ナラ枯れ等の被害も沿岸部を中心に拡散傾向にある。ニホンジカの食害については、捕獲事業とも連携しながら適切な被害対策を構築する必要がある。</p>	<p>①松くい虫防除協議会及び地域住民説明会等を適期に開催し、関係者及び住民への周知・情報共有を図る。</p> <p>②より効果的な防除を図るため、被害木の調査時期・調査方法等について市町及び事業者を指導する。</p> <p>③松くい虫防除の対策対象松林の現況調査等を実施し、区域の見直し等に向けた検討を指導する。</p> <p>④海岸防災林の機能を発揮するためには、健全な松林を維持する必要があることから、無人ヘリコプターによる薬剤散布について、関係機関と協力し、防除を推進する。</p>

			<p>⑤ナラ枯れ被害について優先的に対処すべき箇所を関係市町と情報共有し、適切な被害調査と防除指導を行う。</p> <p>⑥ニホンジカ対策ロードマップにある具体の対策等が適切に実行できるよう、関係者と連携し、必要な取組支援を行う。</p>
--	--	--	---

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³、森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生 1人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 3回	森林組合等林業事業体には、施業集約化と森林所有者に対する施業提案に係るスキルが求められている。 自伐型林業や新たに林業に参入する事業体には林業全般にわたる知識・技術の普及や安全な作業実施に係る研修受講等に係る支援が必要である。 林業経営の集積・集約化の推進母体となる林業経営体を育成確保することが重要となっている。	① 森林施業プランナーの確保・育成に向けて、資格試験の受験を働きかけるとともに、林業事業体等と連携し、研修の開催・支援を行う。 ② 地域の指導的な人材を育成するため、各種研修会等の参加について林業事業体等への働きかけを行うほか、関係団体が主催する労働安全衛生関係の研修参加を推進する。 ③ 森林組合等林業事業体の体制の強化や「意欲と能力のある林業経営体」の確保・育成に向けた支援を行う。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループ等の育成と連携	指導林家や青年林業士等の育成 1人（回） 林業グループ等への活動支援 10回	林業経営の改善や技術の普及を効率的・効果的に波及する拠点となる指導林家等に限られ、普及指導の現場での活用も停滞しているため、模範となる林家や経営体を確保する必要がある。 森林づくり活動組織に対しては自伐的林業のモデルとして、森林施業や里山林整備等の取組支援を継続する必要がある。	① 市町や事業体等と連携し、林業におけるリーダーの育成を図るとともに、導林家等の協力の下、森林所有者等に対する研修会等の開催・支援を行う。 ② 林業研究グループ等の先進地研修開催の支援を行う。 ③ 森林づくり活動組織が行う森林整備や里山林整備等に係る技術的な助言・指導を行う。
ハ 新規就業者確保及び支援	新規就業者支援 2回	慢性的な人材不足から新規就業者の求人は高いが、労働条件や労働環境と就業前の想定とのギャップなどから離職率が3割～4割となっている。 このため就業希望者には説明会や体験等を通じ	① みやぎ森林・林業未来創造カレッジでの就業体験への協力を行う。 ② 管内の高等学校等に対し、木育や林業等のガイダンス活動を支援する。

		て正確な情報を提供する必要がある。	
ニ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成	森林・林業体験活動等の開催・支援 5回 NPOやCSR活動等との連携 3回	森林・林業に対する理解を深めてもらう上で、小学生等に対する森林・林業教育や木工等に係る体験活動を継続実施する必要がある。 また、企業や団体等による森づくり活動の増加や海岸防災林維持管理体制構築に向けた取組が必要である。	①宮城森林・林業活性化センター石巻支部が主催する木工教室等の開催を支援する。 ②NPO等による森林の多面的な利活用に向けた活動に協力する。 ③海岸防災林維持管理体制構築に向けた取組を支援する。
ホ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 2人(回) カレッジ研修等の実施支援・研修参加 2回	森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少に伴い、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。	①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 ②同機構事業への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③各プログラム等、県が実施する研修実施の講師等として人材育成を支援する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
低コスト造林モデル展示林	植栽後の成長量調査完了	平成22年度	試験地面積:0.3ha <1,000本/ha区> コンテナ苗150cc:0.025ha コンテナ苗300cc:0.025ha 2年生大苗:0.05ha <1,500本/ha区> コンテナ苗150cc:0.025ha コンテナ苗300cc:0.025ha 2年生大苗:0.05ha <対象区> 0.10ha(3,000本/ha)	宮城県農林種苗協同組合	植栽後の成長量調査完了	

令和 8 年度 林業普及指導区別計画書
登米普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は登米市を区域とし、中央部に広がる水田地帯、西部のハクチョウ・ガン・カモ類等が飛来するラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼及び蕪栗沼・周辺水田を中心とした自然豊かな丘陵地帯、東部の北上山地南端に連なる森林資源の豊富な山間地帯に大別されるなど、多様な自然環境を有している。農地及び森林は総面積（53,612ha）の7割以上を占めており、農林業を基盤とした土地利用が形成されている。

また、高速交通体系については、三陸縦貫自動車道の開通に加え、みやぎ県北高速道路の整備が着実に進められており、木材を含む物流の効率化が図られるとともに、観光・交流の拡大など地域の活性化が期待されている。

登米市の人口は長期的には減少傾向にあり、令和 8 年 2 月現在で約 7 万 700 人となっている。

(2) 森林資源の現況

管内の森林面積は 22,064ha で総土地面積の 41% を占めている。このうち地域森林計画対象民有林は 19,386ha で森林面積の 88% を占めている。さらに、その 66%（12,803ha）が人工林となっており、その大部分が 7 齢級以上に達するなど、利用期を迎えた森林資源が充実している。

登米市東部の北上川沿岸に位置する旧登米町、旧東和町、旧津山町は、古くから木材生産を目的とした人工造林や森林整備が積極的に推進されてきた地域であり、東和地区を中心にアカマツ資源が賦存するとともに、津山地区ではスギの拡大造林が進められ、「津山スギ」の一大産地を形成している。

また、広葉樹資源については、薪炭材の採取から、しいたけ原木生産へと利用目的を変化させながら、コナラを中心とした森林造成が行われてきたが、東日本大震災に伴う原発事故の影響により原木利用に制限が生じ、資源の大径化やナラ枯れ被害の拡大が懸念されている。

これらの状況を踏まえ、本普及区では「登米市森林管理協議会」や「森林経営管理制度登米圏域推進会議」等の体制を整備し、登米市内関係者と連携した森林資源の循環利用と森林の多面的機能の発揮に向けた森林管理と各種取組を推進している。

(3) 林業生産・経営の現状

森林管理の中核的役割を担う登米市内 3 森林組合では、従来から国庫補助事業等を積極的に活用し、高性能林業機械の導入や林内路網の整備などを進め、林産事業を主体として事業を展開してきたところであるが、職員及び作業班の高齢化や定年退職による人材不足が深刻化しており、令和 9 年 4 月の広域合併による組織体制と経営基盤の強化を目指している。

また、2016 年の森林組合法の改正以降、経営を目的とした森林組合の森林所有が可能となったことから、森林所有者の要望を受けた森林の買取に組み込み、現在 150ha を超える所有面積となり、属人計画による森林経営計画を策定し、施業を実施している。

なお、本普及指導区では約 7,800ha の森林経営計画が策定されており、地域森林計画対象民有林の約 40% を占めている。また、そのほぼ全区域において、登米市及び管内森林組合等で構成する「登米市森林管理協議会」による F S C 森林管理認証の FM グループ認証を取得しており、主に合板材を主体とした針葉樹材と家具・フローリング材向けの広葉樹材が認証材として流通している。

また、F S C 認証材の販路については、2022 年の生物多様性条約締約国会議において採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を背景として、企業による T N F D 情報開示の動きが国際的に広がっており、「持続可能な管理計画または認証制度の下で調達された木材・木製品」の利用拡大が期待されることから、認証材の付加価値の向上と販路拡大に向けた取組を推進する好機となっている。

一方、森林資源の循環利用を進めるためには、主伐後の再生林の確実な実施が重要となり、本普及指導区では令和 6 年度の再生林面積が 48ha と県内でも高い水準にあるが、近年再生林地のニホンジカによる食害が深刻化していることから、単木防除や比較的被害の少ないカラマツへの樹種転換など被害拡大防止対策の取組が進められている。

特用林産物については、主にしいたけ生産が行われており、露地・施設栽培とも県外産原木を使用した生産となっている。露地栽培の生産者には放射性物質検査の支援を行い、出荷制限のロット解除を推進するとともに、原木しいたけの安全・安心の確保に向けた取り組みを進め、併せて施設栽培や菌床栽培の生産者に対する販売支援等を推進する必要がある。

このほか、津山地区の道の駅には県内唯一の木工芸品専門店「もくもくハウス」があり、津山スギ等の県産材を加工した矢羽木工芸品や、地域おこし協力隊（木工芸支援員）を経て登米市に移住した若手職人が製作した木工品などが販売されており、地域資源を活用した木工産業の振興が図られている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設等の建設 1棟 地域材利用推進会議等（検討会（打合せ含む））の運営・支援 5回	県内には、国内最大規模の合板工場群や、本普及区内には大規模製材工場の立地などにより全国屈指の木材需要量がある。 利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、供給拡大への対応が不可欠であるが、人口減少の中住宅着工は年々減少している。 このため非住宅や他素材からの代替需要喚起による木材需要の創出は必須であるが、地域産材のシェア確保には品質の確保や安定供給、持続可能な社会に対応する企業の要請に応えるトレーサビリティを確立する必要がある。	①登米市森林管理協議会によるFSC、COC認証のサプライチェーン等をはじめ、地域材を活用した商品化の取組や丸太販路の多様化など、需要拡大や木材流通の体制整備に係る柔軟な活動について、積極的に支援する。 ②TNFD情報開示を行う大手デベロッパー、ゼネコン等と登米市森林管理協議会による「持続可能な森林経営による木材」の安定取引の体制整備を支援するとともに、非住宅向けのJAS製品や森林認証材の供給、トレーサビリティの確立に向けた各種取組を支援する。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 5回 経営等に関する指導の対象者数 5人(回)	食の安全・安心への関心が高まる中、生産技術や品質の向上を図るとともに、6次産業化や地域性のある商品の開発が求められている。	①生産者に対して安全な生産技術とGAP（農業生産工程管理）認証の取得を支援する。 ②販路拡大や6次産業化に向けた新商品開発等の指導や各種販促活動の支援を行う。 ③林業技術総合センターが開発中のハタケシメジの栽培品種の情報提供を行う。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 5回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 10回	原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除に向けた支援が求められている。	①きのこや山菜等の特用林産物等に対する検査を継続し、適切なモニタリングを行うとともに、森林や林産物、原木等の生産資材の除染技術や放射性物質の拡散防止技術に関する情報の収集、生産者への提供を行う。 ②出荷制限品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、出荷制限の解除を行う。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 1回	広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。 これらの取組に対し、消費者ニーズや材料供給側の情報の収集や流通の確立等を積極的に支援する必要がある。 また、異業種との交流に	①県産木材を活用した新製品開発に対して、検討の場の提供やビジネスマッチングを通じて取組を支援する。 ②カーボンオフセット・クレジット、地域通貨での森林整備、ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビ

		より、新たな木材需要の創出を進める。	ビジネスの創出に取り組む団体等の活動を支援する。
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進	取組支援及び指導等 1回	森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっている。 今後も木質バイオマス活用の際する施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。	①木質バイオマスの利用促進に向けて、各地域で計画されている活用施設整備に向けた検討を支援する。 ②稼働中の木質バイオマス発電施設・ボイラー等の安定稼働に向けた燃料チップの広域的な供給体制整備や取引相手とのマッチングを支援する。 ③薪や木炭・竹炭等の各生産流通事業者の実情を把握し、状況に応じた支援を行う。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 30 h a (県 400ha) 一貫作業等による再造林 5 ha 1箇所	県内における伐採後の再造林率が3割に満たない現状を踏まえ、一貫作業等による低コスト施業の推進や、下刈等施業技術の改善や普及が必要である。 また、シカの食害を受けにくいカラマツへの樹種転換を継続するとともに、成長や形状に優れた次世代造林樹種の導入が求められている。	①地域森林計画対象民有林における森林経営計画のカバー率の向上を図り、計画的な伐採、造林等を促進するため、認定者(林家、林業事業者等)進捗状況管理・変更手続きを支援する。 ②森林所有者等に対し、補助制度等の活用や現地に合った適切な苗木の選択・造林方法を指導する。 ③下刈等低コスト施業技術の導入に向けた検討会の実施や関係者による協議を支援する。 ④カラマツの植栽について、生育状況やシカ被害発生状況を把握し、確実な森林造成を目指す。
ロ 施業集約化に向けた森林経営計画の策定と森林環境譲与税を活用した市町村実施事業への支援	市町村森林整備計画の策定・変更支援 1回 森林経営計画策定及び実行指導等 5回	地域の森林整備の推進に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林整備の具体的な実施計画となる森林経営計画の作成支援が必要である。 また、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制	①登米市森林整備計画の策定・変更について、登米市の取組を支援する。 ②登米市等と連携し、森林経営計画の策定・変更に向けた施業地の集約化や資源情報整理を支援するとともに、補助事業との関係を踏まえた計画的な実行を指導する。

	森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業等への支援 5件	度に基づいて実施する地区毎の意向調査の実施から集積計画の策定及び未整備森林等の整備までを一体的に取り組む「登米市独自の方式（登米方式）」の着実な実行につなげるための取組支援が必要である。	③「登米方式」による集積計画の策定と森林整備を推進するとともに、市町村等への経営委託を希望する森林の中から直ちに経営が可能な森林を洗い出し、森林組合等の森林経営計画への組み入れを柔軟に行う取組を支援する。
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積（民有林） 523ha （県 5,600ha） 間伐施業地の集約化 2団地	間伐実施面積は、市の特定間伐等促進計画で掲げる523haを目標値とし、森林組合等関係事業体と協力・連携しながら施業地の集約化に取り組む。 また、素材生産の低コスト化を図るため、効果的な林内路網の整備を図りながら間伐実行面積を確保する必要がある。	①登米市や森林組合等と連携して間伐施業地の集約化を推進するとともに、民間事業体の事業参入を支援する。 ②森林施業プランナー等と連携して施業団地の設定等を支援する。 ③デジタル技術を活用した効率的な森林調査・測量技術の指導を行う。
ニ 森林病虫獣被害対策の推進	防除指導 10回	重要な松林を中心に市町村、国有林とも連携した松くい虫被害の総合的な防除対策が求められている。 また、有用な広葉樹資源であるナラ林において、枯れ被害も拡大傾向にあり、スギを中心とした針葉樹では、ニホンジカ等の野生獣による食害も深刻となっており、各種防除対策の試行が始まっている。	①松くい虫については、登米市等の地域の防除体制と連携しながら早期発見・適正な駆除により、被害拡大防止に努める。 ②ナラ枯れについては、森林組合等と連携した巡視活動により、被害木の早期発見と広葉樹材の利用による伐採・更新の促進に努める。 ③ニホンジカ等獣害については、被害エリアの把握と適切な防除措置の実施を支援する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修受講生 1人 林業技術者及び林業事業体等への指導・	森林施業の集約化による収益性の向上を図るため、担い手となる森林施業プランナーの育成が重要となる。 また、令和9年4月の合併を目指す登米市森林組合（仮称）や経営強化を目指す民間林業事業体において、持続可能な木材生産及び森林整備を推進するため、高度な技術を有する現場技能者のほか、森林施	①集約化施業の推進に向けて、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加働きかけと支援を行い、集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を促すほか、OJT等を通じてプランナーの能力の向上を図っていく。 ②合併を目指す森林組合の役職員に対し、生物多様性の保全や

	支援 20回	業をマネジメントできる人材等を確保し、森林の多面的機能を高度に発揮する価値ある山づくりの促進に向けて段階的・体系的に育成する必要がある。	持続可能な森林経営の重要性を普及し、地域の森林（木材）の価値創造を支援する。 ③地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術習得を支援する。 ④事業体への巡回指導とともに労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導に加え、関係団体が主催する労働安全衛生関係の研修への参加を推進するなど、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）や林業研究グループ等の育成と連携	指導林家や青年林業士等の育成 2人 林業グループ等への活動支援 2回	林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくための拠点となる指導林家や林業グループ等が限られ、普及指導における活動も低迷していることから、模範となる林家や経営体等を確保するとともに、連携強化を図っていく必要がある。	①登米市内の指導林家（3名）を中心とした森林所有者等との情報交換や技術の支援と連携強化に努める。 ②森林林業教育やインターンシップ活動等を行う林研グループを支援するとともに、地域で積極的に活動する団体等のサポートを通じ双方向の協力関係を構築する。
ハ 新規就業者確保及び支援	新規就業者支援 10回	慢性的な人材不足から森林組合等の新規求人は多いが、労働条件や労働環境と就業前の想定とのギャップなどから離職率が高止まりしている。 一方、自然の中で働きたい、自分の時間を多く持ちたい等、森林・林業への就業希望は一定数あることから、ガイダンスやインターンシップ等の就業体験を通じて正確な情報を提供する必要がある。	①登米市、森林組合等と連携し、高校生を対象とした登米地域「森林業」ガイダンスを開催するとともに、県内外の大学等の学生を対象とした登米地域関係者全体による森林業インターンシップを実施する。 ②就業後のキャリアアップを支援するため、就業者の経験に応じたみやぎ森林・林業未来創造カレッジの研修メニューとのマッチングを行う。
ニ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成	森林・林業体験活動等の開催・支援 3回 NPOやCSR活動等との連携 1回	カーボンオフセットなど森林に価値を求める一般市民をはじめ、企業や団体等による森づくりへの関心が高まっている。 森林に求められてる社会環境の変化を市民レベルで定着させるため「木育活動」などを通して森林の価値を体験的な経験として意識の中に落とし込んでいく必要がある。	①登米市、森林組合等と連携しながら、一般市民向け植樹体験「市民参加の森林づくり」等を実施するため、活動フィールドの確保や支援者、協力者の発掘など活動環境の整備を支援する。 ②森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動等を支援する。

<p>ホ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援</p>	<p>各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 20人 3回 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 5回</p>	<p>森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、生物多様性の保全や地球温暖化防止、気象災害の軽減等その重要性は更に増大している。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少に伴い、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 また、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。</p>	<p>①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を推進する部会に参画する。 ②「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の人材育成プログラムに基づき、事業体・林業技能者・林業就労希望者等が個々のキャリアアップを達成するために必要な研修へのマッチングを支援する。 ③「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、受講生のスキルアップを図るとともに、本県森林職の若手職員を含め、未来のカレッジ研修講師や普及員として育成し、指導者人材の確保育成を行う。</p>
---	--	---	---

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
<p>施設 登米森林公園 生活環境保全林 百年の森 森林セラピー基地</p>	<p>登米市登米町大字日根牛上羽沢地内</p>	<p>昭和60年 平成元年 平成20年4月認定</p>	<p>管理棟・木製遊具・コテージ・キャンプ場・散策道等</p>	<p>登米市登米町森林組合</p>	<p>年間利用者 2,335人 (R6)</p>	
<p>展示林 低コスト間伐モデル展示林 低コスト造林モデル展示林</p>	<p>登米市登米町大字日根牛中山地内 登米市津山町大字殿田・細谷地内</p>	<p>平成17年2月 平成22年6月</p>	<p>スギ面積3.0ha 林齢41・42年(設定時) スギ面積0.56ha (0.28ha×2箇所)</p>	<p>宮城森林・林業活性化センター 宮城県農林種苗農業協同組合</p>		<p>列状間伐 1伐3残 0.7ha 2伐4残 0.8ha 普通間伐 1.5ha コンテナ苗 0.32ha 実生苗 0.24ha</p>

令和8年度 林業普及指導区別計画書
気仙沼普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の北東端の沿岸地域に位置し、三陸海岸特有のリアス式海岸を有する優れた自然景勝地として三陸復興国立公園及び県立自然公園気仙沼に指定されている。

気仙沼市、南三陸町の1市1町を所管し、総面積は49,584haで県総面積の約7%を占めている。

(2) 森林資源の現状

森林面積は36,158ha(県全体の約9%)で、総土地面積の73%を占め、その内民有林は30,186ha(森林面積の約84%)となっており、民有林の占める割合が高い。

民有林の人工林面積は18,619haで、人工林率が普及指導区全体で62%と県平均の53%を大きく上回り、公有林を中心に森林整備が進んだ地域である。

(3) 林業生産・経営の現状

人工林率が62%と比較的森林整備が進んだ地域であるが、人工林のうち収穫可能な8齢級以上(36年生以上)の林分が9割以上に達しており、利用可能な資源が充実していることから、間伐を中心に計画的な木材生産の推進が必要な状況にある。

管内の森林組合は、気仙沼市・本吉町・南三陸の3組合があり、地域林業のけん引役として期待されている。また、生産森林組合や部分林組合、愛林公益会等、大面積の森林を所有する団体が多数存在している。

さらに、気仙沼市と南三陸町には林業グループが各1グループあり、特に南三陸町の林業グループ「南三陸山の会」のメンバーが中心となって設立した「南三陸森林管理協議会」では、平成27年10月にF S C森林管理認証(F M認証)を取得し、認証材を活用した南三陸町役場の新庁舎建設を行い、公共事業では全国初となるF S C全体プロジェクト認証を受けるなど、適切に管理された森林であるF S C材の活用事例のPRに努めている。

また、木材生産では、低コスト化と林業労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入が進んでおり、ハーベスタやプロセッサ、フォワーダなど、森林組合をはじめ民間林業事業体において84台(R7年調査)が導入されている。

製材施設は、中小規模の製材所となっているが、地域材を主体に製材を行っており、F S CのC o C認証を取得している製材所もある。

気仙沼市では、平成28年から木質バイオマスによる熱電併給施設が本格稼働しており、各林業事業体及び自伐林家等による間伐材等未利用材1万 m^3 (8千t)/年の需要に対して安定的な供給体制支援が必要となっている。

特用林産物は、生しいたけが主体で、そのほとんどを占めている菌床しいたけの栽培施設の生産量は103トン(R7年調査)と震災前の約3倍まで増加し、安定した生産量で推移している。他方、出荷制限指示が継続されている原木しいたけ(露地栽培)は4名の生産者が制限解除されたほか、気仙沼市において出荷自粛措置中の原木なめこについても5名の自粛が解除され、生産を再開している。さらに、気仙沼市のこごみとたらのもも出荷制限解除がなされ、出荷者登録や出荷前の放射能測定により、安全な生産体制づくりを推進している。

令和2年12月には野生きのこ(まつたけ含む)が出荷制限指示となったが、国の新たな考え方として非破壊検査機導入等による一部解除(当時はまつたけのみ)が追加されたことにより、市と連携の上、体制を整備し、令和3年9月に一部解除を受け、608kg(R7年調査)の出荷がされている。今後も特用林産物(まつたけの全面解除・野生きのこ類)の早期解除に向け、関係者と協力していく必要がある。

森林被害では、令和7年度に1,291 m^3 (見込み)の松くい虫被害が発生しており、気象条件や崖地など駆除が困難な場所も多く、被害拡大していることから、沿岸部を中心に被害木の処理や樹幹注入等により被害拡大防止を図るほか、関係機関と連携し、景観に配慮した防除や枯損木除去に取り組んでいる。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1棟 地域材利用推進会議等（検討会（打合せ含む））及び CLT 等推進協議会等の運営・支援 3回	利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、供給拡大への対応が不可欠であることから、地域材活用に向けた業界内連携を図り、非住宅や他素材からの代替需要喚起により新たな需要を創出する必要がある。 また、地域産材のシェア確保には品質の確保や安定供給、持続可能な社会に対応する企業の要請に応えるトレーサビリティを確立する必要がある。 各市町において、木材利用促進法の改正による新たな基本方針を作成し、地域材の利用促進を図る必要がある。 また、F S C 認証森林の木材による新たな需要創出、広葉樹材の活用等に向けた具体的な取組が必要である。	①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づく公共施設木質化等に向け、市町の方針書の改正にあたり勉強会の開催など、必要な普及支援を行う。 ②気仙沼市木材需要拡大協議会や森林・林業活性化センター気仙沼支部等との連携した地域イベント等の取組を推進する。 ③市町に対して F S C 認証製品等地域材を活用した公共建築の施工を推進する。 ④各地域が連携した広葉樹の資源活用に向けた取組を支援していく。 ⑤地域材を活用した商品化や丸太の販路の多角化など需要拡大や木材流通の体制整備に係る活動について積極的に参画する。 ⑥令和5年度より開始された木材輸出について、関係機関に対して支援を行うとともに情報発信に努める。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する指導の対象者数 5人 (回)	しいたけについては、震災に伴う原発事故の影響により菌床しいたけ生産が中心となっているが、近年、原木しいたけの新規生産者が増加傾向にある。 また、その他の林産物は生産者・生産量ともに少ないが、6次産業化に向けた情報提供や各種販売会への出展支援が必要である。	①菌床しいたけ生産者等に対し、安全な生産技術と G A P 認証等の取得支援や6次産業化に向けた新商品開発等の支援を行う。 ②原木しいたけ新規生産者に対し、熟練生産者とマッチングすることで、生産技術の向上を図る。 ③はたけしめじの新しい簡易施設栽培技術の普及を図り、生産希望者に対して生産技術の指導を行う。 ④産業まつり等イベントの機会を利用して、特用林産物の美味しさ等を P R し、販売拡大を支援する。

<p>ハ 特用林産物の振興</p>	<p>技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 5回</p>	<p>出荷制限解除となった原木しいたけ、原木なめこ及び山菜等の生産者に対する継続した出荷再開支援が必要である。 また、非破壊検査により一部解除となっているまつたけの全面解除に向けた取組のほか、その他野生きのこの出荷制限解除についても支援が必要である。</p>	<p>①各市町等の関係機関と連携し、出荷再開生産者の支援を行うとともに、解除要請に基づき、その他の作目の制限解除等に向けた取組を支援する。また、出荷前検査を徹底し、一般消費者に対する「安全・安心な特用林産物」をPRしていく。 ②まつたけの全面解除に向け、関係者と連携した取組を推進するとともに、一部解除による出荷が県の方針に基づき適切に行われるよう指導する。</p>
<p>ニ 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 10回</p>	<p>南三陸町における新たな地域林業モデルの構築に向けた取組について、関係機関と連携し支援する必要がある。 また、放置竹林が拡大している状況にあり、竹林を活用した取組を支援する必要がある。 さらに、近年、地元企業や森林組合等の林業事業者により、広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。</p>	<p>①新たな地域林業モデルの構築に向けた部会にアドバイザーとして参画し、活発な意見交換が図られるよう支援する。 ②宮城・岩手両県の5地域の森林認証地域が設立した「5TreesNet」が行うFSC認証材の需要拡大と安定的な供給体制確立に向けた取組を支援する。 ③竹林整備の一環として、幼竹を活用した特産品（メンマ等）づくりを支援する。 ④オフセット・クレジット、地域通貨での森林整備、ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビジネスに取り組む団体の活動を支援する。</p>
<p>ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進</p>	<p>取組支援及び指導等 5回</p>	<p>気仙沼市における木質バイオマスガス化発電施設が本格稼働したが、今後、関係機関と連携し、燃料となる間伐材等未利用材の安定供給に向けた具体的な供給体制整備が必要となる。</p>	<p>①気仙沼市の熱電併給施設が安定的に操業できるよう発電会社に対し、補助制度の活用支援や情報提供を行う。 ②各種支援制度により、木質バイオマス関連施設への地域材の安定供給体制整備の支援を行う。 ③南三陸町に対してバイオマス証明の発行を働きかけ、南三陸町からの地域材についても熱電供給施設へ供給できるよう体制整備を支援する。</p>

		④薪や木炭・竹炭等の生産流通事業者体への実情に即した支援を行う。
--	--	----------------------------------

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³, 林業(木材)算出額 56 億円, 林業(特用林産)算出額 46 億円, 木材・木製品出荷額 980 億円,
木質バィマス活用施設導入数 60 基, 特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 35ha 一貫作業等による再造林 1 ha 1箇所	林業の採算性悪化により、再造林の可能な伐採跡地においても造林未済地が見られる状況にある。 今後、造林未済地の増加に伴い、森林資源の持続的な循環利用と公益的機能の発揮に対して懸念される。 また、主伐再造林率向上に向けて一貫作業による再造林や低コスト施業の推進、下刈等施業技術の改善や普及が必要である。	①森林所有者及び民間事業者等に対し、PRチラシなどにより、補助制度等の情報提供や現地に合った適正な植栽方法を指導する。 ②コンテナ苗を利用した低コスト造林や一貫作業、早生樹など、苗木生産者や林業事業者等と意見交換を行い再造林の推進を図る。 ③森林経営計画の一層の普及、拡大を図り計画的な伐採造林を促進するため、経営計画を策定している林家、林業事業者等の経営計画の策定・変更を支援する。
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	市町村森林整備計画の策定・変更支援 2回 森林経営計画策定及び実行指導等 5回 森林経営計画策定等 3件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 10件	持続的で多様な森林整備の推進には、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林経営計画の作成と計画に基づく森林施業の実施が重要であるが、小規模森林所有者が多く集約化が困難であり、森林経営計画の作成が進まない状況の中で、関係機関と連携し、計画作成に向けた個別支援が必要となる。 さらに、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施する未整備森林等の整備や地域の特性に合った森林整備等への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。	①市町村森林整備計画の策定・変更について、市町を支援する。 ②森林経営計画作成にあたって実行性のある計画作成を指導するとともに、計画に基づく施業実施について、関係者への指導を行う。 ③市町における公有林・部分林の活用に向けた取組を支援していく。 ④森林経営管理制度による森林管理の実行促進支援においては、市町等への経営委託や、民間事業者への再委託、斡旋による周辺の森林経営計画への編入なども含め、市町や地域の林業事業者の実情を勘案し柔軟に対応する。

ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積 (民有林) 670ha 間伐施業地の集約化 3団地	森林整備事業に関する支援制度が利用間伐を前提としていることから、路網整備と一体となった間伐の実施を推進するため、事業箇所の集約化を図る必要がある。 また、低コスト化に係る技術の普及を図る必要がある。	①森林組合や民間事業体に間伐補助制度の一層の周知や申請書類作成等の支援を行う。 ②デジタル技術 (CS立体図・GNSS測量等) を活用した効率的な間伐事業と路網整備の提案を推進するため現地指導を主体とした支援を行う。 ③市町・森林組合・林業事業者と連携し、森林所有者を対象とした説明会・座談会等の開催・支援により、間伐施業地集約化の必要性について理解を高める。
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	防除指導 10回	三陸道沿線及び沿岸部の観光資源として重要な松林において、気象条件や崖地などの駆除が困難な場所が多く、松くい虫被害が増加していることから、景観に配慮した防除の実施が喫緊の課題である。 また、ニホンジカ・カモシカ等による獣害も増加傾向にある。	①適切な防除事業の実施に向け、会議や巡回指導を通して市町・森林組合及び地域住民と連携した防除方法の検討を行う。 ②近年、海岸防災林において、少数ではあるが松くい虫被害が確認されていることから、駆除方法 (くん蒸・場外搬出による処分等) や予防方法 (薬剤散布等) について検討を行う。 ③ニホンジカ・カモシカ等による獣害については、市町、地域住民等及び森林整備班と連携し、被害の拡大防止に努めるほか、防除指導や防除に関する補助制度の情報提供等を行う。

参考【新ビジョン目標 (令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生 1人 林業教室受講生 1人 林業技術者及び林業事業者等への指導・支援 5回	林業の持続的経営や採算性向上のためには、高度な技術・知識を有する技術者が必要であるとともに、経験の浅い職員に対して、森林・林業に関する基礎知識・技術の習得を図る必要がある。 併せて、多面的な機能を発揮する価値ある山づくりに向けて、森林施業をマネジメントできる技術力のある人材を段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を推進するほか、OJT等を通じてプランナーの能力の向上を図っていく。 ②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術習得支援を進めるとともに、カレッジ研修等への参加を働きかけるほか、地域の中核となる人材には個別に参加の働きかけを行う。 ③事業者や自伐型林家への巡回

			指導とともに、労働安全講習の実施やK Y活動等の現地指導に加え、関係団体が主催する労働安全衛生関係の研修への参加を推進するなど、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等の育成・連携 1人 林業グループ等への活動支援 10回	森林・林業関係者に関する情報を把握し、指導林家等と連携して中核となる人材の発掘・育成を図ることが重要となるが、情報把握や林家等との連携が不足している。 また、自伐型林家等の活動が本格化するなど、新たな動きに対応した支援が必要となっている。	①地域の核となる指導林家を中心とした森林所有者等への巡回指導による情報収集や情報誌・ホームページによる情報提供に努め、技術の支援と連携強化に努める。 ②自伐型林家等における森林施業の推進に向けた各種支援制度のPRや現地技術指導を行っていく。 ③南三陸森林管理協議会におけるF S Cグループ（FM部会、COC部会）及び、南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会の活動を支援する。 ④N P O法人リアスの森応援隊及び南三陸自伐型林業協会による自伐型林家支援等の活動への支援を行う。
ハ 新規就業者確保及び支援	新規就業者支援 1回	慢性的な人材不足から新規就業者の求人は高いが、労働条件や労働環境と就業前の想定とのギャップなどから離職率が3割～4割となっている。 このため就業希望者には説明会やインターンシップ体験等を通じて正確な情報を提供する必要がある。	①みやぎ森林・林業未来創造カレッジでの就業体験への協力。 ②各種学校及び就業希望者からインターンシップ体験要請を受けて、実習活動等への支援、現場説明会等の開催。
ニ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 1回 N P OやC S R活動等との連携 3回	カーボンオフセットなど森林に価値を求める企業や団体等による森づくりへの関心が高まっており、森林環境に関する授業を実施する学校や森林整備活動を行う会社等の取組を支援する必要がある。 また、森林に求められている社会環境の変化を市民レベルで定着させるため地域イベントによる「木育活動」等を通じて森林の価値を体験的な経験とし	①学校等の要請に基づき、森林環境学習の支援を行うとともに、必要な情報を提供する。 ②地域の森林ボランティアやN P O団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた各種イベントへの参画や、地域活動等を支援する。 ③木工工作コンクール等の児童生徒向け木育普及イベントについて、市町村教育委員会や県教育事務所と連携を図り、木育

		て意識の中に落とし込んでいく必要がある。	イベントのPRを図る。 ④気仙沼市の「ウッドスタート宣言」及び「(仮称)おもちゃ美術館設立に向けた連携協定」の推進に向けて支援を行う。
ホ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 1人・回 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 1回	森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等、その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少に伴い、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから、事業体の育成強化も大きな課題となっている。	①令和2年に設立した「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 ②機構が実施する取組や、人材育成プログラムへの事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③各プログラム等、県が実施する研修実施の講師等として人材育成を支援する。

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年月日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
展示林 間伐モデル 展示林 低コスト造林 技術試験地	気仙沼市 本吉町 狩猟地内	平成17年 12月8日	スギ 2.12ha 林齢36年生 (設定時)	本吉町森林組合	—	列状間伐 (2伐2残)

【普及・研修部】

第1 普及指導の概要

1 林業普及指導を取り巻く情勢と普及・研修部の役割

近年、地球温暖化対策や災害防止、生物多様性の保全、水資源の涵養など、森林の有する多面的機能に対する社会的要請が高まっている。また、森林資源の循環利用の確立や県産木材の需要拡大を図るため、森林整備から木材利用までを一体的に進める取組が求められている。さらに、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進により、市町村が主体となった森林整備や地域材利用の取組が進められており、これらの取組に対する技術的支援の重要性が高まっている。

また、林業の生産性向上や労働安全の確保を図るため、ICTを活用したスマート林業の導入、低コスト造林技術の普及など、林業技術や経営手法は高度化・多様化しており、森林所有者や林業事業体、市町村等から求められる支援内容も多様化している。

このような情勢の下、林業普及指導員は県の林業行政を技術面から支える専門職として、森林所有者、林業事業体、市町村等に対する技術支援や経営支援、関係者間の調整・連携支援等を通じて地域課題の解決に取り組むとともに、森林資源の循環利用の推進や環境に配慮した森林施業の普及を通じ、森林の多面的機能を持続的に発揮させる森づくりに貢献していく役割を担っている。

さらに、林業技術総合センターにおいては、「みやぎ森林・林業未来創造機構」及び「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の運営を通じ、林業担い手や林業技術者の育成、林業・木材産業関係者の技術力向上に向けた研修の充実を図るなど、本県林業を担う人材育成の中核的役割を担っている。また、試験研究成果や新技術の普及、現地実証、技術研修等を通じて林業改良普及員の専門技術力及び指導力の向上を図り、普及指導活動を技術面から支える拠点としての役割を担っている。

普及・研修部は、これらの課題や社会的要請に対応するため、試験研究部門や関係機関と連携しながら、研究成果や新技術の普及、人材育成、市町村支援等に取り組み、宮城県の森林・林業・木材産業の持続的な発展に寄与することを目的として普及指導活動を展開する以下の活動テーマに積極的に取り組むこととする。

- ① 研究成果や技術の普及を通じた林業・木材産業の振興
- ② 森林資源の循環利用と林業の成長産業化の推進
- ③ 林業担い手等人材の育成・確保
- ④ 普及指導員の資質向上

2 活動テーマに関する主な取組等の状況

(1) 研究成果や技術の普及を通じた林業・木材産業の振興

森林所有者や林業事業体等からの技術的要請や相談に対し、林業技術総合センターの研究部門や行政部門と連携した普及活動により、研究成果や新技術に関する情報を収集し、現地指導や研修会の開催、技術情報の提供等を通じて普及を図っている。

また、試験研究課題の選定や評価に際して、普及指導の立場から現場ニーズを反映させることにより、研究成果が現場で活用されるよう研究部門との連携を図っている。

さらに、ICT 機器やデジタルデータを活用した効率的な森林調査や情報共有の必要性が高まっていることから、スマート林業の導入に向けた研修やデジタル技術の活用に関する支援を行い、林業生産性の向上と県産材の安定供給体制の構築に向けた技術の普及に取り組んでいる。

(2) 林業担い手等人材の育成・確保

林業労働力の減少や高齢化が進む中、林業の持続的な発展を図るため、林業担い手の育成・確保に向けた各種研修や技術指導を実施している。

施業集約化や森林経営の高度化を担う人材の育成を目的とした研修の実施のほか、県林業労働力確保支援センターが実施する緑の雇用事業等への支援を通じ、新規就業者の育成・確保や現場技術者の技術向上を図っている。

また、地域の中核的森林所有者組織である林業研究グループ等の活動支援やインターンシップの実施支援等を通じ、地域林業の担い手育成と組織の活性化を図っている。

さらに、「みやぎ森林・林業未来創造機構」の事業運営や「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における各種研修の企画・運営等を通じ、新規就業者から中堅技術者、経営者層までの段階に応じた人材育成を推進している。

(3) 普及指導員の資質向上

普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、総合研修、新任者研修、専門別研修等の各種研修を実施し、普及指導員の技術力及び指導力の向上を図っている。

また、業務内容に応じて国や関係機関が実施する研修への職員派遣を行うとともに、林業普及指導員資格取得に向けた研修を実施し、専門的知識と技術を有する普及指導員の育成を進めている。

さらに、市町村支援や森林経営管理制度への対応、森林総合監理士としての高度な支援活動に必要な知識・技術の習得に向け、国等が実施する技術者研修等への職員派遣を行い、普及指導員の総合的な資質向上を図っている。

(4) 森林資源の循環利用と林業の成長産業化の推進

持続的な林業経営と森林の整備・保全を図るため、コンテナ苗の活用や一貫作業システムの普及等、主伐・再造林による森林資源の循環利用の確立に向けた取組を推進している。

また、森林経営計画の作成支援や施業集約化の推進、原木の安定供給体制の構築に向けた技術支援を行うとともに、森林環境譲与税及び森林経営管理制度に基づく市町村の取組に対する技術的支援や助言を行っている。

さらに、デジタル技術の活用による林業・木材産業分野のDX推進に向けた県内事業者等の取組支援を行うとともに、特用林産物の生産振興や放射性物質対策、県産特用林産物の生産・販売に向けた取組支援を行うなど、地域林業の振興に向けた取組を推進している。

第2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

森林所有者や森林組合等の森林整備を担う川上の主体から、木材の加工・流通・利用を担う川中・川下の主体、さらには一般県民まで、普及指導の対象は幅広く、求められる内容も年々高度化・多様化している。一方で、普及指導職員の減少や普及活動関係予算の縮減、行政事務の増加等により、普及指導活動を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、利用期を迎えた森林資源を有効に活用し、主伐・再造林による森林資源の循環利用を確立していくことが、本県林業の持続的な発展と県産木材の安定供給のための重要な課題となっている。

さらに、森林環境譲与税及び森林経営管理制度に基づく市町村による森林整備や未整備森林対策への支援、スマート林業の推進やデジタル技術を活用した林業分野のDXへの対応など、新たな行政課題への対応も普及指導活動の重要な役割となっている。

このような状況を踏まえ、林業普及指導においては、試験研究部門や行政機関等との連携の下、課

題解決に直結した技術支援や指導を行うとともに、地域課題に応じた個別支援を実施していく。

また、森林整備の担い手の育成や新規就業者の確保・育成に向けた研修、森林環境教育や木育等の一般県民を対象とした体験学習についても、関係団体等と連携しながら普及指導活動を推進していく。

さらに、森林計画制度の推進や森林総合監理士及び林業普及指導員の活動、市町村が実施する森林経営管理制度への支援に対応するため、林業普及指導員の資格取得支援や各種研修の充実等により、普及指導員の専門知識及び指導力の向上を図っていく。

普及指導の重点項目毎の活動計画

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
1 実施計画の進捗管理	四半期ごとの会議開催 4回	「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で定めた指標を発展的に達成し、普及指導事業として設定した目標の実現に向け、進捗状況や懸案となる課題をタイムリーに把握・検証する必要がある。	①四半期毎に林業普及指導推進会議を開催し、指導区及び県全体の進捗状況を確認・把握するとともに、重点的かつ効果的な普及活動を実践するため、各種の調整を行う。
2 各指導区への指導・助言及び情報提供等	指導回数 14回	普及活動の有効性を全県的に底上げするため、各指導区との連絡調整、情報交換を密にして効率・効果的な普及指導が実施できるよう支援する必要がある。	①各指導区が開催する説明会や現地指導等の機会に巡回し、活動や取組に対する支援や指導及び情報の収集等に努める。 ②地域の課題に応じた具体的なに関する事業体支援等を通じた現状把握と最新情報の提供を行う。
	行政への提言 随時	行政施策を効果的・機動的に実行するとともに地域の課題を施策に反映させていくためには、行政と普及指導活動との密接な連携が不可欠である。	①回指導や普及推進会議等で抽出された課題の中で、一貫作業や森林病虫害獣害など、行政施策との関連が強いものについては、適時関係機関に情報を伝え、普及活動と行政の課題解決に向けた意識の共有化を図る。
3 普及指導員の資質向上	普及指導員の確保と資質向上	普及現場において実践的な対応が可能な知識や技術を身につけるとともに、森林計画制度の実行監理など市町村支援の場面において、構想の策定や実現に必要な活動や、合意形成を図る能力が求められている。	①別紙「研修及びシンポジウム計画」のとおり。 ②なお、個人の研修履歴や経験を踏まえつつ専門技術の高度化を体系的・段階的に修得しながら、森林総合監理士及び林業普及指導員の育成に努める。
4 研究成果等の現地適応化及び普及手引書等の作成・協力	災害に強い森林作業道開設の手引書の普及	施業の集約化や一貫作業システムを推進する上で必要な、壊れにくい森林作業道の理解や普及が進んでいない。	①手引き書に基づいた作業道開設を、各種研修会やモデル団地での取組等を通じて、事業体の指導者や経営者に対して普及啓発する。

	<p>コンテナ苗による造林の推進及び一貫作業の普及</p>	<p>伐採・造林一貫作業による再造林の推進を図るため、県内事業者における導入事例の調査分析を行い、一貫作業の体系化を図る必要がある。</p>	<p>①各種研修や巡回指導等のほか、一貫作業システム導入施業地における現地検討会の実施により、事業者や市町村に対して普及啓発に努める。</p>
	<p>スマート林業の推進に向けた森林調査ツールの普及と森林情報を活用する人材の確保・育成</p>	<p>森林・林業事業現場における森林資源情報の把握や施業実施状況の確認等の効率化に向け、ICT技術を活用した各種計測調査機器(ツール)の普及とデジタルデータ活用に向けたリテラシー向上を図る必要がある。</p>	<p>①ICT機器を活用したスマート林業の推進を図るため、県内事業者及び関係機関のほか、メーカーとも連携しながら、調査ツールを活用した現地調査等の技術研修会や効率的な調査法についての検討会等を通じ、県内における普及啓発に向けた取組を実施する。</p> <p>②また、みやぎ森林・林業創造カレッジ研修において、林業デジタルリテラシー向上研修を開設し、森林・林業関連業務におけるデジタルデータ活用に向けた人材の確保・育成に務める。</p>
<p>5 林業の担い手の確保・育成</p>	<p>各種研修会の開催及び開催支援</p>	<p>人材やノウハウが不足する事業者に対し、林業技能者の育成研修の開催・支援の効果的な実施に向けた関係機関との連携が不可欠である</p>	<p>①参考(各種研修)のとおり</p>
	<p>林業研究会連絡協議会及び各林業研究グループ活動への支援</p>	<p>人口減少や都市への人口流出が続き停滞傾向にある林業活動を将来に繋ぐ担い手として支援を継続する必要がある。</p>	<p>①県林研連事務局業務及び「単位林研支援事業」、「高校生等に対する林業経営・就業体験事業」等の活動支援を行う。</p> <p>②東北・北海道ブロック林業グループコンクールの参加支援を行う。</p>
	<p>みやぎ森林・林業未来創造機構の運営支援とみやぎ森林・林業未来創造カレッジ研修における人材の確保・育成に向けた多様な取組の推進</p>	<p>森林・林業の推進に向け、最重点課題である人材の確保・育成を推進するため、新規参入者の確保と定着率の向上に向けた技術研修の充実と、就業環境の向上等に向けた経営課題解決、持続的な事業展開に向けた新規需要創出等、産業としての森林・林業の確立に向け、関係事業者による総合的な対策を検討する必要がある。</p>	<p>①機構幹事会に設置した部会を通じ、オープンカレッジにおける各種プロジェクトの実現に向け、各種カレッジ研修による専門的な技術の習得やワークショップ形式による受講生の主体的な学習を行うほか、森林管理技術者養成に向けた実践研修等多様な研修を主催するとともに、一般県民が林業を体験できるよう、県内NPO等の協力事業者と連携した体験型研修の実施についても併せて検討していく。</p>

6 地域課題への取組	県産きのこ原木の利用再開に向けた調査への支援	放射性物質の影響により、原木しいたけをはじめとする原木栽培きのこの原木は県外産でとなっており、安定的に生産資材を確保していくためには、県内産原木の利用の可能性についての検討が急務である。	①県で導入した非破壊検査機等を活用し、関係機関と連携して、県内産きのこ原木の利用再開の可能性について検証を進める。
	森林・林業分野におけるDX推進に向けた取組への支援とデジタルデータを活用する人材の確保・育成	ICT技術によるスマート林業の検討が本格化する中、働き手の減少に伴う産業構造の変化に対応し、デジタルデータを活用した林業・木材産業におけるDXの推進による新たな事業展開の拡大が求められている。	①林業・木材産業におけるDX推進手法として、シームレスな情報管理システムについて、県内事業者、ベンダー企業と連携し製品への付加価値の付与が可能なマネジメントシステムの実装化を行う。併せて、林業木材産業デジタル人材育成の研修を行う。

別 紙

研修及びシンポジウム計画

研修・シンポジウムの名称	目 的 等	対 象 者	人 員	備 考
1 県が実施する研修				
(1) 全体研修 〈5月, 10月〉	地域課題の把握や新技術・知識の取得・検討等	林業普及指導員等	23人	1日
(2) 新任者研修 〈5月, 7月, 11月, 12月〉	普及活動に必要な知識及び心構えの習得	新任林業普及指導員	6人	5日
(3) 専門別研修(機械) 〈7月, 12月〉	安全指導、ICTに関する技術・知識の習得	林業普及指導員	4人	2日
(4) 専門別研修(保護) 〈7月, 1月〉	森林病虫害及び獣害防除に関する技術・知識の習得及び現地検討	〃	4人	2日
(5) 専門別研修(林産) 〈6月, 12月〉	木材加工流通の基本的な知識の習得と現地検討	〃	5人	2日
(6) 専門別研修(特産) 〈5月, 9月〉	特用林産物生産に関する技術・知識の習得及び情報収集(放射性物質対策を含む)	〃	5人	3日
(7) 専門別研修(造林) 〈9月〉	造林、間伐に関する技術・知識の習得	〃	4人	1日
(8) 林業普及指導員 (林業一般区分) 育成研修 〈6月〉	林業普及活動の実践に必要な基本的技術・知識の習得	〃	4人	2日
(9) 林業普及指導員 (地域森林総合監理 区分) 育成研修 〈6月〉	森林総合監理士活動に必要な構想の作成・実現力及び合意形成力の取得	普及指導員資格 取得を目指す者	4人	2日
(10) 派遣研修 〈9月〜〉	民間事業者等の視察、実践的な知識の習得	普及指導員資格 取得を目指す者	2人	4日
(11) 特定課題研修	特定課題に関する実践研修		23人	各分野 5日
(12) 林業普及活動成果 発表会 〈11月〉	課題解決への取組方法や効果的活動手法等についての事例研究	林業普及指導員 等	35人	1日
(13) 安全衛生研修 (刈払機) 〈9月〉	刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育に関する技術・知識の習得	〃	5人	1日
(14) 安全衛生研修 (チェーンソー) 〈10, 11, 12月〉	伐木等の業務労働安全衛生特別教育に関する技術・知識の習得	安全衛生教育未 修の林業普及指 導員等	5人	3日
(15) みやぎ森林・林業未来 創造カレッジ研修	経営マネジメント研修 森林調査デジタル研修 労働安全基礎研修	林業普及指導員 等	7人 14人 7人	3日 2日 2日

参考（各種研修）

研修の名称	目的等	対象者	人員	備考
1 林業技能者等育成研修実施要領に基づく研修 (1) 森林施業プランナー養成研修 <5月>	森林経営計画の策定に必要な提案型集約化施業の実践力を身につけた優れた林業事業体の職員を育成する。	森林施業プランナーを目指す事業体職員	5人	2日
2 宮城県林業技術総合センター林業研修実施要綱に基づく研修 (1) 林業教室 <5、6、7.9月> (2) 市町村等担当職員研修 <4月>	林業関係に新たに従事するために必要な基礎知識と技術の習得 林業情勢と基礎的知識の習得	林業後継者等 市町村及び森林組合職員	10人 10人	10日 1日
2 みやぎ森林・林業未来創造機構の運営支援及びみやぎ森林・林業未来創造カレッジにおける研修実施支援 (1) 機構 総会 <5月> 幹事会 経営部会 研修部会 監査役会 (2) カレッジ入講式 記念講演会 <5月> (3) オープンカレッジ <10月> (4) スタートアップ研修 <4月> (5) 高性能林業機械実技指導養成研修 <7月、9月> (6) 高性能林業機械作業技術者養成研修 <9月、10月> (7) 事業管理者基礎研修 <4月、5月>	みやぎ森林・林業未来創造機構・みやぎ森林・林業未来創造カレッジの事務局として、機構運営並びにカレッジ研修等を実施する カレッジ研修生入講式 記念講演 森林・林業関係者及び一般市民等を対象に、機構が取り組む事業内容の普及啓発 新卒者等新規就業者の就業に必要なスキルの取得 高性能林業機械作業技術者養成研修の県内指導者の養成 県内事業体における高性能林業機械オペレーターの養成研修 事業体総務担当職員の実務に関する総合研修	機構会員 機構役員 会員ほか 森林・林業関係技術者及び一般県民 事業体職員等 事業体職員 事業体職員	1回 2回 2回 2回 1回 60人 60人 10人 2人 5人 5人	1回 2回 2回 2回 1回 1日 2日 4日 2日 6日間 2日

(8) 森林経営管理技術者養成研修 〈5月～12月〉	森林整備・森林経営・各種林業行政制度等、事業体の経営管理を担う人材の育成を目的とした総合研修	森林所有者・事業体職員等	5名	40日程度
(9) 森林ビジネスコース			各	2年制
① 広葉樹ビジネス講座Ⅰ 〈5月～12月〉	広葉樹資源の活用による新たなビジネスモデルの検討	市町村・森林・林業事業体職員等	10人	10日
①-2 広葉樹ビジネス実践 〈5月～12月〉			3人	3日
② 育林ビジネス講座 〈5月～11月〉	再造林の推進と下刈等保育作業の合理化に向けた事業体育成、強化		3人	10日
(10) 森林管理・経営コース 〈6月～12月〉			各	各
① スマート林業の推進			5人	2日
森林調査 初級	ドローン等UAV、GNSSによる人工衛星データ活用、地上レーザーによる森林調査技術やデータ活用手法の受講生のレベルに応じた習得			
UAV 実践				
事業活用				
GNSS 初級				
実践				
事業活用				
地上レーザー 初級				
実践				
事業活用				
② スマート林業の推進			各	各
林業DX 初級	デジタルデータの活用による林業分野のDX推進の基礎から事業活用手法の実践		5人	3日
実践				
事業活用			希望者	5日
〈6月～12月〉				
③ 林業デジタルリテラシー向上講座	デジタル技術の活用に必要な基礎知識及び森林データ活用手法習得			
(11) 県内高校等と連携した林業講座 随時	県内高校等と連携した若年層向けの林業カリキュラムの提供	県内高校生等	希望者	
3 その他依頼研修など				
(1) 新規就業者育成研修 〈6～11月〉	林業への就業希望者等に対する林業に関する基礎知識及び基礎技術習得への支援	林業就業希望者		2日
(2) 山仕事ガイダンス 〈2月〉	林業への就業を考える者に対する森林・林業の紹介		—	1日
(3) 林業技術講習会 〈2月〉	林業研究グループに最新の林業技術や関係情報を提供等する。	林業研究グループ会員	—	1日
(4) 「緑の雇用」フォレストワーカー等研修 〈7～9月〉	森林施業における現場技能者を育成する。(1年3回、2年2回、3年3回)	林業技術者	—	8日
(5) 森林作業道作設オペレーター指導者研修 〈9～11月〉	災害に強く効率的な作業システムの導入可能な森林作業道の設計・開設・提案・実施ができる現場指導者を育成する。	林業事業体現場指導者	—	4日

III 参 考 资 料

1 宮城県指導林家・青年林業士名簿

認定年度	事務所	氏名	部門
昭和53年度	東部	遠藤 運二	経営造林
昭和55年度	大河原	佐藤 正友	経営造林
平成13年度	栗原	門傳 仁	経営造林
	登米	高橋 龍一	椎茸栽培
	気仙沼	山内 孝樹	経営造林
平成27年度	気仙沼	高橋 浩幸	青年林業士(椎茸栽培)
平成28年度	気仙沼	佐藤 久一郎	経営造林
	気仙沼	高橋 長晴	経営造林
	気仙沼	佐藤 太一	青年林業士(経営造林)
	仙台	熊谷 幸夫	椎茸栽培
平成29年度	登米	芳賀 裕	椎茸栽培
令和2年度	登米	佐々木 卓蔵	経営造林

2 宮城県林業普及指導協力員

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
2	7	高橋 康治	柴田郡川崎町	経営造林	元青年林業士
3	7	大沼 毅彦	柴田郡柴田町	経営造林	元青年林業士
4	7	齋藤 勝広	白石市	椎茸栽培	元青年林業士
5	7	目黒 啓次	伊具郡丸森町	経営造林	
7	7	佐藤 正友	角田市	経営造林	指導林家
12	7	遠藤 輝男	仙台市宮城野区	森林保護	樹木医
16	7	熊谷 幸夫	仙台市泉区	経営造林	指導林家
17	7	西塚 忠元	黒川郡大郷町	経営造林	元青年林業士
18	7	結城 淳	仙台市青葉区	経営造林	元青年林業士
19	7	結城 一吉	仙台市青葉区	経営造林	元青年林業士
20	7	佐藤 末吉	仙台市泉区	特用林産	林業技士
21	7	大友 良三	大崎市古川	自然観察	森林インストラクター
24	7	今野 重幸	加美郡加美町	経営造林	グループリーダー

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
25	7	板垣幸寿	大崎市鳴子温泉	経営造林	元青年林業士
26	7	中島源陽	大崎市岩出山	経営造林	元青年林業士
27	7	小松孝一	色麻町	経営造林	元青年林業士
28	7	佐々木治樹	大崎市古川	経営造林	グループリーダー
29	7	大場雅之	大崎市鳴子温泉	経営造林	グループリーダー
32	7	門傳仁	栗原市一迫	経営造林	指導林家
37	7	米倉宏	気仙沼市本吉町	椎茸栽培	元青年林業士
38	7	高橋平克	登米市津山町	木材加工	元青年林業士
39	7	芳賀良一	登米市東和町	経営造林	グループリーダー
40		千葉利彦	登米市東和町	椎茸栽培	元青年林業士
41	7	阿部勇一	米市津山町	経営造林	元指導林家
44	7	遠藤運二	女川町	経営造林	指導林家
45	12	松崎良太	仙台市青葉区	県森林インストラクター	
46	12	横田清二	黒川郡大和町	県森林インストラクター	
48	12	針生承一	仙台市青葉区	建築設計	建築士
49	12	遊佐文博	大崎市鳴子温泉	自然観察野外活動	県森林インストラクター
50	12	山崎聡	仙台市宮城野区	特用林産市場動向	
51	13	南城喜与樹	岩沼市志賀	木炭生産	グループリーダー
52	13	阿部忠太郎	宮城郡松島町	木炭生産	竹林経営
53	13	石垣保美	黒川郡大和町	木炭生産	森林組合職員
54	14	後藤哲生	宮城郡利府町	自然観察	森林インストラクター
56	14	佐藤資之	仙台市若林区	特用林産	きのこアドバイザー
57	14	亀井智弘	石巻市	特用林産	卸売市場
60	14	千葉連悦	加美郡加美町	椎茸栽培	グループリーダー
61	15	佐藤久一郎	本吉郡南三陸町	経営造林	指導林家
63	15	渋谷尚	仙台市太白区	林産	一級建築士
64	15	高橋龍一	登米市迫町	椎茸栽培	指導林家

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
65	16	大内伸之	石巻市北上町	林業経営	森林組合役員
66	16	芳賀裕	登米市東和町	椎茸栽培	生産者
67	16	勅使瓦幸一	刈田郡蔵王町	椎茸栽培	生産者
69	16	吉川正喜	黒川郡大和町	林業経営	元森林組合職員
70	16	坂本充	仙台市泉区	林産	一級建築士
72	17	遊佐茂	大崎市鳴子温泉	林産	素材生産
73	17	加藤英夫	仙台市泉区	椎茸栽培	生産者
74	17	上野正宏	黒川郡大郷町	林産	素材生産
75	17	佐々木勝義	宮城郡松島町	林産	素材生産
76	17	早坂輝夫	黒川郡大衡村	林産	素材生産
77	17	小野善弘	仙台市宮城野区	林産	素材生産
78	18	佐藤千昭	栗原市花山	林業経営	元指導林家
79	21	佐々木好博	登米市津山町	林業経営	グループリーダー
80	21	安部拓	仙台市青葉区	林産	
81		米澤秀行	岩手県盛岡市	椎茸栽培	きのこセンター主任技師
82	25	加藤涉	仙台市太白区	林業経営	森林組合役員
83	25	佐藤昭夫	仙台市太白区	椎茸栽培	生産者
84	25	宮澤光夫	黒川郡大和町	椎茸栽培	生産者
85	25	文屋裕男	黒川郡大衡村	椎茸栽培	生産者
86	25	文屋正喜	黒川郡大衡村	椎茸栽培	生産者
87	26	杉山秀行	仙台市泉区	林産	森林業プランナー
88	27	佐々木卓蔵	登米市津山町	林産	
89	27	熊谷孝太郎	仙台市泉区	林産	森林組合職員
90	8	早坂誠吉	黒川郡大和町	椎茸栽培	生産者
92	29	高橋浩幸	本吉郡南三陸町	椎茸栽培	青年林業士
93	29	高橋長晴	本吉郡南三陸町	林業経営	指導林家
94	29	佐藤太一	仙台市宮城野区	林業経営	青年林業士
95	29	阿部伸祐	仙台市若林区	林産	森林組合職員

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
96	30	野村 治	登米市登米町	林産	森林施業プランナー
97	30	佐藤 勇也	加美郡加美町	林産	森林施業プランナー
98	30	遠藤 孝行	石巻市	林産	森林施業プランナー
99	2	中鉢 直邦	大崎市鳴子温泉	林産・森林作業道	林業技士
100	3	笠原 定弘	柴田郡川崎町	林産	森林組合職員
101	5	関 恭平	多賀城市浮島	新ビジネス（苔）	苔栽培管理者
102	5	鎌田 侑	仙台市泉区	新ビジネス（苔）	苔栽培管理者
103	5	高橋 勇記	栗原市一迫	新ビジネス（苔）	林研グループリーダー
104	5	中條 友紀	栗原市花山	新ビジネス（苔）	生産者
105	7	熊谷 圭太	柴田郡川崎町	林産	森林組合職員
106	7	伊藤 真吾	柴田郡川崎町	林産	森林組合職員
107	7	首藤 勝秋	石巻市	木材加工	

3 宮城県林業 研究グループの現況/

市町村	グループ名	代表者名	会員数
仙南地区一円	仙南フォレストクラブ	大宮 信雄	6
仙台市泉区	泉林業研究会	浅野 隆雄	13
仙台市青葉区	大倉林業研究会	結城 一吉	8
富谷市	NPO法人SCR	村上 幸枝	38
松島町	松島町林業経営研究会	佐々木 勝義	9
大崎市岩出山	岩出山林業研究会	宍戸 紀之	18
大崎市鳴子	鳴子林業研究会連絡協議会	大場 雅之	40
加美郡	加美郡林業研究会	今野 重幸	16
栗原市一迫	一迫林業研究会	高橋 勇記	11
登米市津山	津山町林業研究会	佐々木 好博	15
気仙沼市	気仙沼市林業研究会	村上 俊一	12
南三陸町	南三陸町山の会	小野寺 邦夫	17
	計		203

(宮城県林業研究会連絡協議会加入：12グループ)

林業普及指導実施方針

令和3年4月改正

第1 趣旨

本県の林業普及指導事業は、これまで半世紀以上に亘る森林所有者等に対する技術・知識の普及と森林施業に関する指導等を通じ、林業技術の改善、経営の合理化、森林の整備等を促進し、地域の林業振興に極めて重要な役割を果たしてきた。

これらの取組の結果、本県の森林資源は人工林の多くが保育・間伐の時代を経て本格的な利用段階を迎えており、“木を使い・植え・育てる”という循環の仕組みを定着させていくことが求められている。

このような動きを本格的なものとし、一層の森林整備と林業の成長産業化を図っていくためには、林業普及指導員による高度な経営指導・技術支援が不可欠であり、国では森林・林業政策の指針である「森林・林業基本計画」の改定（平成28年5月）や、森林法の一部改正（同年5月）により、新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化や面的なまとまりをもった森林経営の促進等による国産材の安定供給に向けて、林業普及指導事業の充実・強化等を図っている。

一方、県では東日本大震災以降、本県の森林、林業・木材産業の復旧と再生に向けた取組を最優先で進めており、その結果、創造的復興の進展とともに、震災前にはなかった新たな取組が各地で現れている。

また、「森林経営管理制度」（平成31年4月）に基づく取組が、市町村において着実に進んできたほか、林業の担い手対策の強化に向け設立された「みやぎ森林・林業未来創造機構」（令和2年12月）の下で、今年度には、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」等の取組が開始されることとなっている。

このような状況を踏まえ、本県の林業普及指導事業は、「森林・林業基本計画」や「森林経営管理制度」をはじめとする国の政策とも呼応しながら、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の目標達成に向け、より積極的に活動を展開していくこととしており、その活動の基本的事項を定める林業普及指導実施方針を改正することとする。

第2 普及指導活動の課題

これまで林業普及指導事業は、個々の森林所有者への指導・助言や森林組合等林業事業体に対する技術支援を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の達成に必要な技術的援助等の協力のほか、幅広い関係者のコーディネートを図りながら、地域の実情に応じた森林整備・保全や林業経営の合理化の推進などの多様な取組を行ってきた。

近年、長期に亘る立木価格の低迷等から森林所有者の経営意欲は減退しており、森林整備や林業振興に関する施策及び関係事業を着実に実行していくためには、これまで以上の林業普及指導員による高度で幅広い経営指導・技術支援等が不可欠である。

今後、林業普及指導事業は、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や地域材利用の促進に向けた幅広い関係者のコーディネート、林業事業体及び新たな担い手の育成に重点的に取り組む必要がある。

一方、普及客体からのニーズが高度化・多様化する中、一般行政事務の増大や関係予算の縮減など、本来の普及指導事業に求められる活動・取組への制約も大きくなっていることから、今後の普及指導活動にあっては、事業や取組の推進役・先導役となる組織・人材等を見極め、これを重点的に支援、指導するといった、効果的かつ行政効率の高い活動を展開していく必要がある。

さらに、地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向け、その重要な推進主体となる市町村に対して必要かつ適切な技術的援助を積極的に行っていく必要がある。

第3 普及指導活動のテーマ

今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、前述した諸課題を踏まえながら、林業の成長産業化（「産業づくり」、「人づくり」）や地域の森林整備・保全（「森林づくり」）を主な活動のテーマとする。

【森林・林業を取り巻く課題と普及指導活動のテーマ及びその目標】

【 政策 課 題 】

- 林業・木材産業の一層の産業力強化
- 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮
- 森林，林業・木材産業を支える地域や人材の育成

【普及指導活動のテーマ】

①産業づくり

林業・木材産業の一層の
産業力強化

②森づくり

森林の持つ多面的機能
のさらなる発揮

③人づくり

森林，林業・木材産業を
支える地域や人材の育成

【実現目標】

□「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」

【 森林・林業基本計画の実現 】

第4 普及指導活動の方法

第3の普及指導活動のテーマに対する取組の実施に当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術と知識及び経験に基づき、「構想の作成」，「合意形成」，「構想の実現」の手順で地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合的な視点に立ち、森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

特に、市町村と積極的に連携するとともに、地域の幅広い関係者との連携や合意形成を図りながら市町村の自主性を生かすよう留意しつつ、市町村が行う森林・林業に関する施策が主体的かつ効果的に実施されるよう支援する。また、林業事業者における森林施業プランナー等への指導・助言等を行いつつ、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

(1) 地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の作成への協力

計画的で実効性のある森林施業を推進するため、地域の実情に即した公的な計画である市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成等に当たって、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、市町村に対し積極的に協力する。

(2) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

ア 県産木材の需要創出とシェア拡大

県産材による家づくりの推進、合板向け県産材の安定供給等のほか、公共施設や民間施設の木造・木質化の促進、新たな木製品の開発・普及等に向け、地域材利用推進会議や流域森林・林業活性化センター等の運営及び活動支援等を行う。

イ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

原木しいたけ（露地栽培）やたけのこなどの放射性物質の影響による出荷制限の解除に向けた生産管理指導や6次産業化による魅力ある商品の開発、ハタケシメジの生産技術の指導を展開するとともに、近年の健康志向への高まりを背景に若年層を中心とした消費拡大に向けて、試食会や生産者交流会等の開催を積極的に支援する。

ウ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ林産物のモニタリングや、放射性物質の影響を低減するための栽培管理を指導するとともに、放射性物質汚染の低減化等に関する情報提供等を行い、特用林産物の出荷制限解除や安全な他県産しいたけ原木の確保など、生産再開に向けた支援に努める。

エ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材、土木資材、家具・楽器等の新製品開発を支援するとともに、CLT（直交集成板）部材の利用及び普及、オフセット・クレジットや森林認証制度取得など自治体や企業等とも連携しながら、新たな木材産業の育成に努める。

オ 木質バイオマス利用による地域循環の促進

木質バイオマス発電を活用した地域循環型の中小バイオマス活用施設や、農業用木質バイオマスボイラーなどの施設整備が進められていることから、その他の地域への情報発信や施設整備に対する技術指導により、未利用木質資源の利用を支援する。

(3) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

ア 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成

森林資源を活かした「林業の成長産業化」に向けて、コンテナ苗の利用による一貫作業や低密度植栽など、新たな造林技術の検証と指導を進めるとともに、伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用を図り、市町村と連携しながら森林所有者及び素材生産業者等に対して、適正な伐採方法及び植栽による再造林について指導を行う。

イ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進

森林施業の集約化に向けて、森林経営計画の作成・実行を進めるため、市町村森林整備計画の実行管理及び森林組合等の林業事業体と森林総合監理士等との連携による計画作成主体への支援・指導に努める。また、「森林経営管理制度」の実行を担う市町村の取組を支援する。

ウ 効果的な間伐の推進による森林の整備

間伐の推進に関しては、施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システムを導入しながら、一体的に森林整備を行う「集約化施業」を最重点に推進するとともに、施業の低コスト化を図るため、現地指導や地区座談会の開催など実効性のある取組を進める。

エ 松くい虫及び森林被害対策の推進

多様性に富む健全な森林づくりに向けて、震災の影響により被害が激増した松くい虫被害の効果的な防除に引き続き努めるほか、被害が増加傾向にあるナラ枯れやニホンジカによる食害、ツキノワグマによる皮剥ぎ等については、新たな防除技術などについて現地での調査・検証を進める。

(4) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

ア 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業体の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修を実施又は支援し、林業事業体における人材の育成に努める。また、自伐林家やU I J ターン者を新たな担い手として育成する。

イ 意欲ある森林所有者(林家)や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、各種活動の中で実施する現地検討会や研修・巡回指導などに努めるほか、県民に分かりやすい情報提供を行う。また、意欲ある林業研究グループが実施する高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援する。

ウ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成

多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動、児童・生徒に対する森林環境教育、CSR(企業の社会的責任)活動等との連携など県民参加の促進を図り、広く県民理解の醸成に努める。

エ みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援

みやぎ森林・林業未来創造機構における林業・木材産業分野における就業環境の向上と人材の確保・育成の取組の推進に向けて協力するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の人材育成プログラムの作成と実施を支援していく。

第5 林業普及指導員の配置等

(1) 普及指導区の設定

地域の要請・実情を踏まえながら、必要な普及指導を適切かつ効果的に推進するため、地方振興事務所及び地域事務所を単位とする普及指導区を設ける。

(2) 林業普及指導職員の適切な配置

第3及び第4で記述した普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導員が地域の森林・林業の現状と課題を的確に把握し、研究・教育・行政機関との円滑な連携が図られるよう各地域に適切に配置するとともに、当該業務を総括する者(地区総括)を配置する。また、地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた必要な活動を効率的・効果的に実施するため、森林計画、造林、森林土木、林産等の関連する職員との連携など指導体制の強化を図る。

さらに、県全域を担当する林業普及指導員を林業技術総合センター(以下「センター」という。)に配置するほか、特に、森林総合監理士及び林業革新支援専門員の配置について次のように配慮する。

ア 森林総合監理士

市町村からの求めに応じて市町村森林整備計画の作成支援やその実行・管理など必要な技術援助等を行う森林総合監理士を、センター及び各普及指導区に配置する。

イ 林業革新支援専門員

重要施策の推進や県の普及指導事業及び普及組織を統括する林業普及指導員を、林業革新支援専門員としてセンターに配置する。

第6 林業普及指導員の資質の向上

林業普及指導事業において、高度で幅広い技術・知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動が適切に行えるよう、林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との合意形成能力等について資質向上を図る。

(1) 林業普及指導員研修の強化

林業普及指導員及び森林総合監理士の役割・目的意識の醸成や担当分野に関する基本的な技術・知識のほか、実践的な指導能力の向上に関する研修会等を、経験・経歴に応じて、段階的・体系的に実施する。この際、試験研究機関や行政・教育機関とも連携し、研修の専門性、現地適応性を確保する。

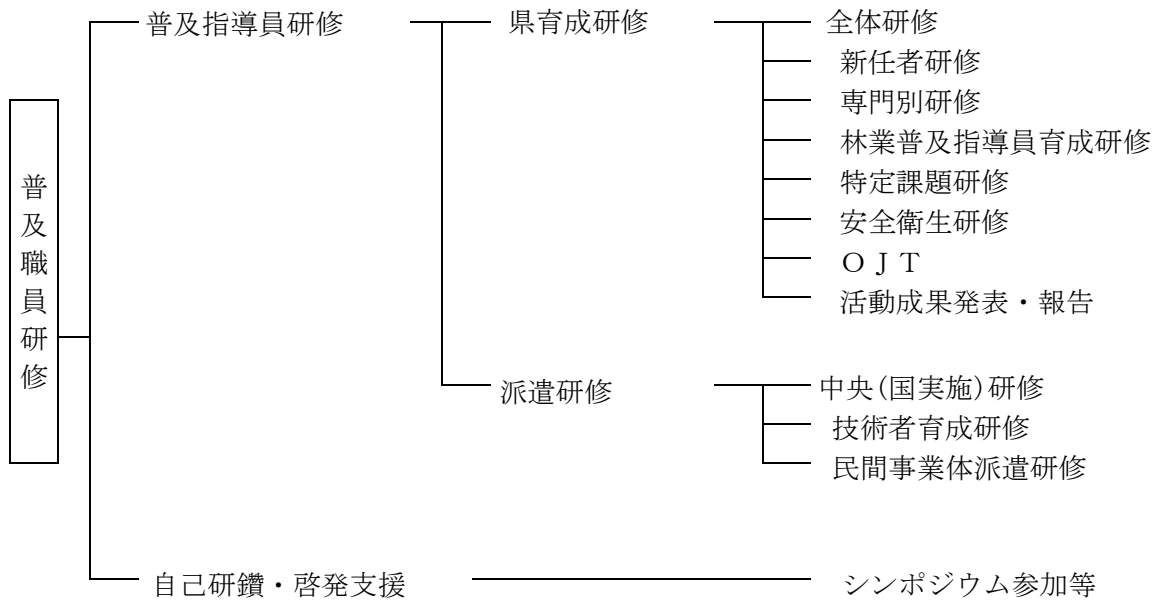
なお、林業一般区分の林業普及指導員については、計画的に県や国で行う研修等を受講し、森林総合監理士としての登録を目指す等、積極的に森林総合監理士の増員を図る。

さらには、林業人材育成ステップアップ研修など県が行う林業人材の養成研修や、みやぎ森林・林業未来創造カレッジの人材育成プログラム等の実施支援を行うとともに、国等が行う森林総合監理士や技能者養成研修等への積極的な参加促進と併せて、自己研鑽に努めながら技術・知識の向上を図る。

(2) 人材交流の促進

林業普及指導員が地域の森林，林業・木材産業の現状と課題を把握し，林業の成長産業化に向けた構想の作成・実現に必要な現場指導能力を向上させるため，林業関係団体・事業者への派遣研修を推進する。

(3) 研修の体系



第7 その他林業普及指導事業の運営に関する事項

(1) 活動成果の検証

活動の成果や実績について適切に検証し，その検証結果や活動成果・事例の公表等を行うことにより，計画策定（Plan）から実行（Do），評価（Check），改善（Action）に至る一連のシステムを確立し，個々の事業目標を着実に達成するとともに，ステップアップを図りながら活動方法の改善等に結びつけることで，効率的かつ効果的な林業普及指導活動の実施に資する。

【普及指導活動の検証・改善と施策への反映】



(2) 関係組織
携強化

との役割分担及び連

森林管理署等，流域森林・林業活性化センター，林業労働力確保支援センター，林業振興団体，農業改良普及組織など森林・林業施策の推進に関連する機関等との役割分担を明確にしつつ，これらの関係組織と密接に連携した取組を進める。また，森林整備や林業経営等の各分野において先進的・特徴的な技術・知識を有している指導林家，林業研究グループ，民間の専門家等を普及指導協力員等として活用するほか，NPO や森林ボランティアのリーダー等との関係を強化して連携・協働を図るなど，より効率的でアピール性のある普及指導活動を進める。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき技術・知識，施策及び林業経営の先進的事例や森林・林業・木材産業についての最新の話題等は，インターネット等を活用することにより，広く一般に向けて，情報提供するとともに，林業普及指導活動の「見える化」を図る。

(4) 森林管理署等の森林総合監理士等との連携

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に効果的に取り組むため，森林管理署等県以外の組織に所属する森林総合監理士と「技術的援助等チーム」やネットワークを形成し，地域の森林・林業の課題解決に向け連携して取り組む。

第8 適用及び見直し

本基本方針は平成30年度から適用することとし，森林・林業を取り巻く情勢等を踏まえ，必要に応じて内容の見直しを行う。

林業普及指導事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、森林所有者等に対する林業技術・知識の普及と森林施業に関する指導や、市町村に対する必要な技術的援助等を通じ、地域全体の森林整備・保全と林業の成長産業化を実現するために行う林業普及指導事業（以下「普及指導事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(普及指導の対象者)

第2 普及指導の対象者は、森林組合等の林業事業体、市町村のほか、森林所有者、林業研究グループ、林業・木材産業等を営む者又はこれらに従事する者及びこれらの後継者等とする。

なお、必要に応じて森林ボランティア団体の指導者、一般県民等に対しても、森林・林業に関する適切な普及指導を行うものとする。

(指導区の設定)

第3 普及指導事業を効率的に推進するため、私有林面積、当該地域の林業の特殊性及び林業人口等を考慮し、本事業を実施する単位となるべき地区（以下「普及指導区」という。）を次のとおり設定する。

普及指導区名	区 域	普及指導区名	区 域
大河原	大河原地方振興事務所管内	石 巻	東部地方振興事務所管内 (登米地域事務所管内を除く)
仙 台	仙台 "	登 米	東部地方振興事務所 登米地域事務所管内
大 崎	北部 " (栗原地域事務所管内を除く)	気仙沼	気仙沼地方振興事務所管内
栗 原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	計	7

(林業普及指導員の職務)

第4 林業普及指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 林業普及指導員

- ア 普及指導の対象者への森林・林業に関する技術・知識の普及
- イ 森林の施業等に関する指導・支援
- ウ 普及指導の対象者の組織化
- エ 普及指導の対象者の実態及び要請並びに森林の現況等の各種情報の収集整理
- オ 他の行政部門、市町村、林業関係団体等に対する森林・林業に関する技術及び知識についての指導助言並びに連絡調整
- カ 行政施策の推進

(2) 森林総合監理士

林業普及指導員のうち森林総合監理士は、次に掲げる職務を行う際は中心的な役割を担う。

- ア 市町村が行う市町村森林整備計画の策定及び変更業務等に関する支援

イ 森林施業の実行状況の把握や森林経営計画を作成しようとする森林所有者等に対する指導助言など、市町村森林整備計画の達成に向けた支援・指導

(3) 林業革新支援専門員

林業普及指導員のうち林業革新支援専門員は、本県における林業普及指導員を総括する者として、次に掲げる職務を行う。

ア 森林総合監理士の効果的・効率的な活動に関する企画・調整と林業普及指導員への指導及び知識・情報の伝達

イ 高度かつ先進的な取組を行う森林所有者及び林業事業体等への支援

ウ 試験研究機関や教育機関等の有する専門的知見の活用や連携強化

エ 森林総合監理士等、林業普及指導員の育成や計画的な資質の向上の推進

オ 森林所有者、林業研究グループ、県民、関係団体職員への森林・林業に関する技術・知識等の研修の開催

カ 行政施策推進のための行政部門との連絡・調整

2 職務に当たっては、林業普及指導員、森林総合監理士及び林業革新支援専門員がそれぞれ密接に連携して行うものとする。

(普及指導実施方針)

第5 知事は、林野庁長官が定める林業普及指導運営方針を基本として、おおむね5年ごとに、林業普及指導実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 林業普及指導活動の課題

イ 林業普及指導活動のテーマ

ウ 林業普及指導活動の方法

エ 林業普及指導員の配置等

オ 林業普及指導員の資質の向上

カ その他事業の運営に関する事項

3 知事は、実施方針を定め、又は変更しようとするときは、必要に応じ、あらかじめ学識経験者等の意見を聴くものとする。

4 林業技術総合センター所長（以下「センター所長」という。）は、実施方針の案を、知事が別に定める日までに水産林政部長に提出するものとする。

5 水産林政部長は、前項の実施方針の案に基づき実施方針を決定するものとする。

6 知事は、決定した実施方針を市町村長、地方振興事務所長及び地域事務所長（以下「事務所長」という。）並びにセンター所長に通知するとともに、林野庁長官に報告するものとする。

(普及指導事業実施計画)

第6 センター所長は、翌年度の普及指導事業実施計画書を策定するに当たり、実施計画書のうち全体計画（案）を前年度の2月15日までに作成して各事務所長に通知する。

2 事務所長は、全体計画（案）を踏まえながら普及指導区の特色を考慮して翌年度の林業普及指導区別計画（様式第1号。以下「指導区別計画」という。）を作成し、前年度の2月末日までにセンター所長に提出するものとする。

3 センター所長は、指導区別計画を調整した実施計画案（様式第2号）を作成し、前年度の3月15日までに水産林政部長に提出するものとする。

4 水産林政部長は、前項の実施計画案に基づき実施計画を決定するものとする。

5 知事は、決定した実施計画を市町村長、事務所長及びセンター所長に通知するとともに、林野庁長官に報告するものとする。

(普及指導の方法)

第7 普及指導に当たっては、地域の実態を踏まえるとともに、当年度の林業普及指導実施計画に基づき、地域の特性に応じた効果的かつ効果的な普及指導を実施するものとする。

（普及指導の月間実績報告）

第8 林業普及指導員は、毎月の勤務内容と活動の実績を明らかにするため、林業普及指導員活動実績（様式第3号）、林業普及指導員活動状況報告（様式第4号。以下「活動実績報告」という。）及び宮城県林業普及活動情報（様式第5号。以下「活動情報」という。）を所属長に提出するものとする。

2 事務所長は、提出を受けた活動実績報告及び活動情報を取りまとめの上、翌月の7日までにセンター所長に送付するものとする。

3 センター所長は、活動実績報告を取りまとめの上、翌月の15日までに水産林政部長に報告するとともに、活動情報を林業技術総合センターのホームページに掲載するものとする。

（普及指導の進捗管理）

第9 林業普及指導員は、指導区別計画の進捗状況を明らかにするために、各指導区ごとに書面・打ち合わせ会議等により、進行管理を行うものとする。

（普及指導の年間実績報告）

第10 所属長は、普及活動の実績を関係機関等に周知するため、林業普及指導活動成果選集（様式第6号）を作成するものとする。

2 事務所長は、前項の林業普及指導活動成果選集を、センター所長が別に定める期日までにセンター所長に提出するものとする。

3 事務所長は、当該普及指導区における活動の実施状況を明らかにするため、林業普及指導区別実績報告（様式第7号。以下「指導区別実績報告」という。）を普及指導事業実施年度の翌年度の4月末日までにセンター所長に提出するものとする。

4 センター所長は、指導区別実績報告をとりまとめ、林業普及指導事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告」という。）を普及指導事業実施年度の翌年度の5月15日までに水産林政部長に提出するものとする。

5 知事は、林業普及指導活動の実施状況を明らかにするため、実績報告を普及指導事業実施年度の翌年度の5月末日までに林野庁長官に報告するものとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、普及指導事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

○○年度 林業普及指導区別計画 ○○○普及指導区

1 普及指導区の概況

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項（※林業普及指導実施方針で掲げたテーマ別に記載する）

テーマ：「○○○○○」

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
※別に定める重点事項を記載	※重点事項ごとに別に定める目標指標及び目標値を記載	※各重点事項ごとの現状、課題等を記載	※各重点項目ごとの具体的活動内容を記載

参考【ビジョン目標】

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
施 設						
展 示 林						

様式第2号

○○年度 林業普及指導事業実施計画書 宮 城 県

林業普及指導事業実施計画書目次

I 全体計画

- 1 普及指導の実施状況
- 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

課 題	目 標	課題の現状等	普及指導活動の内容

- 3 普及指導の体制に関する事項
 - (1) 林業普及指導員の資質の向上
 - ア 実施の基本的考え方
 - イ 研修及びシンポジウム計画

研修・シンポジウムの名称	目的等	対象者	人 員	備 考
			人	

(2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	主として専門的に行う分野								その他	備 考
		林業 経営	造 林	森林 保護	森林 機能 保全	林 産	特用 林産	林業 機械	市町 村支 援		
本庁	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
出先機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
研究機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
計	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	

() は内数で森林総合監理士の数

4 その他必要な事項

II 普及指導区別計画

林業普及指導区別計画 (様式第1号: 林業普及指導区別計画を添付)

III 参考資料

- 資料1 普及指導員配置図
- 資料2 その他必要な資料

様式第3号

林業普及指導員活動実績（ 月分）

所属名：

（単位：時間、人、回）

区 分	普及指導活動				調 査 研 究	情 報 収 集	連絡調整		普 及 指 導 の 準 備	普 及 関 係 事 務 報 告	研 修 講 究	そ の 他	計
	直 接		間 接				試 験 研 究 教 育 機 関	市 町 村 そ の 他 関 係 機 関					
	個 別 指 導	集 団 指 導	電 話 等	小 計									
計													
普 及 対 象 別 内 訳	林 家				普及対象者数（延べ）人								
	会 社 等 の 事 業 体				個 別 指 導	集 団 指 導	計						
	市 町 村												
	森 林 組 合				【課題別活動の回数】								
	林 研 グ ル ー プ												
	そ の 他												

様式第4号

林業普及指導員活動状況報告（ 月分）

所属名：

区 分	普及の 対象と 人 員	普及の 場 所	指導方法	活動の内容	活動の結果	連携機関 及び 協力者
テーマ及び 重点事項 「研修会、イ ベント名等」 （実施日）	組織体 名等 延べ人 数 主催者 名	市町村 (地域)	集団又は個 別	目的、実施方法等	普及対象者か らの意見及び 要望並びに反 省点等	普及指導員 名 協力者名 連携機関

様式第5号

宮城県林業普及活動情報

題 目： 所属名： 活動概要（日時、場所、活動内容等）	【活動状況写真等】
-----------------------------------	-----------

様式第6号

林業普及指導活動成果選集

タ イ ト ル ーサブタイトルー
1 課 題 の 背 景
2 目 的
3 活 動 内 容
4 活 動 の 成 果
5 今後の課題と展望
6 関連事業・協力機関
記述者：

様式第7号

〇〇年度 林業普及指導区別実績報告

〇 〇 普 及 指 導 区

〇 〇 地 方 振 興 事 務 所

- 1 普及指導実施の概要
- 2 林業普及指導員の活動実績（年集計・様式第3号）
- 3 その他必要な事項（様式第6号：林業普及指導活動成果選集を添付）

様式第8号

〇〇年度 林業普及指導事業実績報告書
宮 城 県

林業普及指導事業実績報告書目次

- I 全体計画の実施状況
 - 1 普及指導実施の概要
 - 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項
 - (1) 普及指導の課題と普及指導事項

課 題 (計 画)	目 標 (計 画)	普及指導活動の内容	左の実施結果	評 価

- (2) 林業普及指導員の活動実績（年集計・様式第3号）

- 3 普及指導の体制に関する事項
 - (1) 普及普及指導員の資質の向上
 - ア 研修及びシンポジウムの実施

研修・シンポ ウムの名称	目的等	対象者	人員	時 期	場 所	講 師	研修等の内容

- イ その他林業普及指導員の資質の向上

- (2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	主として専門的に行う分野								そ の 他	備 考
		林業 経営	造 林	森林 保護	森林 機能 保全	林 産	特用 林産	林業 機械	市町 村支 援		
本庁	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
出先機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
研究機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
計	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	

() は内数で森林総合監理士の数

- 4 普及指導の実施の評価
- 5 その他必要な事項

II 普及指導区別計画の実施状況（様式第7号：林業普及指導区別実績報告を添付）